

UBS グローバルCBオープン

(年4回決算型・為替ヘッジあり) / (年4回決算型・為替ヘッジなし)

追加型投信 / 内外 / その他資産 (転換社債)

◆この目論見書により行なう「UBS グローバルCBオープン (年4回決算型・為替ヘッジあり)」および「UBS グローバルCBオープン (年4回決算型・為替ヘッジなし)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年12月19日に関東財務局長に提出しており、2023年12月20日にその効力が発生しております。

| | |
|-----------------------------------|---|
| 有価証券届出書提出日 | : 2023年12月19日 |
| 発行者名 | : UBSアセット・マネジメント株式会社 |
| 代表者の役職氏名 | : 代表取締役社長 三木 桂一 |
| 本店の所在の場所 | : 東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One タワー |
| 有価証券届出書 (訂正届出書を含みます。)の写しを縦覧に供する場所 | : 該当事項はありません。 |

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

| | 頁 |
|---------------------------|----|
| 第一部【証券情報】 | 1 |
| 第二部【ファンド情報】 | 3 |
| 第1【ファンドの状況】 | 3 |
| 第2【管理及び運営】 | 38 |
| 第3【ファンドの経理状況】 | 43 |
| 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】 | 70 |
| 第三部【委託会社等の情報】 | 71 |
| 約款 | |

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジあり）

UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジなし）

- ・以下、上記を総称して、また各々を指して「ファンド」ということがあります。また、「UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジあり）」を「年4回決算型・為替ヘッジあり」、「UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジなし）」を「年4回決算型・為替ヘッジなし」ということがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益証券です。（以下「受益権」といいます。）
 - ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンド毎に、2,500億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。

申込手数料率につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3.0%）が上限となっております。

(6)【申込単位】

1円または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

※詳しくは、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2023年12月20日から2024年6月18日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
- ・なお、当ファンドは2024年9月17日に信託期間が満了となり償還いたしますので、同日以降にかかる申込期間の更新は行いません。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBS アセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

主として、外国籍投資信託^{※1}への投資を通じて、世界各国の転換社債等^{※2}に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

※1 「年4回決算型・為替ヘッジあり」は、外国籍投資信託であるUBS(CAY)グローバルCBファンド（円ヘッジクラス）、「年4回決算型・為替ヘッジなし」は、外国籍投資信託であるUBS(CAY)グローバルCBファンド（ノンヘッジクラス）（以下、UBS(CAY)グローバルCBファンド（円ヘッジクラス）およびUBS(CAY)グローバルCBファンド（ノンヘッジクラス）のそれぞれを「指定外国投資信託」ということがあります。）に投資を行います。

※2 「転換社債等」とは、一定の条件で株式に転換できる権利のついた社債や、これと同様の性質を有する証券、証書などの有価証券をいいます。（有価証券の種類にかかわらず、委託会社（指定外国投資信託の投資運用会社を含む）が同様の投資効果を得られると判断するものを含みます。以下同じです。）

② ファンドの基本的性格

<UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジあり）>

1) 商品分類

| 単位型投信・追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|-------------|--------|-------------------|
| 単位型投信 | 国内 | 株式 債券 |
| | 海外 | 不動産投信 |
| 追加型投信 | 内外 | その他資産 (転換社債) |
| | | 資産複合 |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|-----------------------------|--------------|-----------------|------------------|---------------|
| 株式 一般 | 年1回 | グローバル (含む日本) | | |
| 大型株 | 年2回 | | | |
| 中小型株 | 年4回 | 日本 | | |
| 債券 | | | ファミリーファンド | あり (フルヘッジ) |
| 一般 | 年6回 (隔月) | 北米 | | |
| 公債 | | 欧州 | | |
| 社債 | 年12回 (毎月) | アジア | | |
| その他債券 クレジット属性 () | 日々 | オセアニア | | |
| 不動産投信 | その他 () | 中南米 | ファンド・オブ・ ファンズ | なし |
| その他資産 (投資信託証券 (転換社債)) | | アフリカ | | |
| 資産複合 () | | 中近東 (中東) | | |
| 資産配分固定型 資産配分変更型 | | エマージング | | |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（転換社債）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（その他資産（転換社債））とが異なります。

<UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジなし）>

1) 商品分類

| 単位型投信・追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|-------------|--------|-------------------|
| 単位型投信 | 国内 | 株式 債券 |
| | 海外 | 不動産投信 |
| 追加型投信 | 内外 | その他資産 (転換社債) |
| | | 資産複合 |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|---|-----------------------------------|--------------------------------------|------------------|-----------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 年2回 年4回 | グローバル (含む日本) 日本 | | |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () | 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 | 北米 欧州 アジア オセアニア | ファミリーファンド | あり () |
| 不動産投信 | その他 () | 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング | ファンド・オブ・ ファンズ | なし |
| その他資産 (投資信託証券 (転換社債)) | | | | |
| 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型 | | | | |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（転換社債）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（その他資産（転換社債））とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われずファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来からの信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

- ① 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ① 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④ その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤ 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ① 資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ② 資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

1 世界各国の転換社債(以下「CB」ということがあります。)等を実質的な主要投資対象とします。

- ・ 銘柄選択にあたっては、利回り、発行体リスク、流動性などを考慮します。なお、信用格付けが投資適格未満(BBB-未満)の銘柄への投資も行います。^(注)

(注) 投資適格未満(BBB-未満)の銘柄の組入れ比率については、市場環境の変化等に伴い発行体の信用力が低下するような局面等においては上昇する可能性があります。

2 「年4回決算型・為替ヘッジあり」と「年4回決算型・為替ヘッジなし」の2つのコースからお選びいただけます。

- ・ 「年4回決算型・為替ヘッジあり」は、投資先指定外国投資信託において、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
- ・ 「年4回決算型・為替ヘッジなし」は、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、円高時の為替変動リスクがある一方、円安時には為替収益が期待できます。

3 指定外国投資信託の運用は、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーが行います。

- ・ UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーは、スイスを本拠地としたグローバル総合金融機関であるUBSグループにおける資産運用部門の一員です。

4 年4回決算を行い、原則として収益分配方針に基づき分配を行います。

- ・ 収益分配は、各計算期末の前営業日の基準価額水準に応じてあらかじめ定めた金額を分配することを目指します。(10,500円未満の場合は委託会社が決定します。)ただし、委託会社の判断で、あらかじめ定めた金額と異なる金額を分配することや、分配を行わないことがあります。

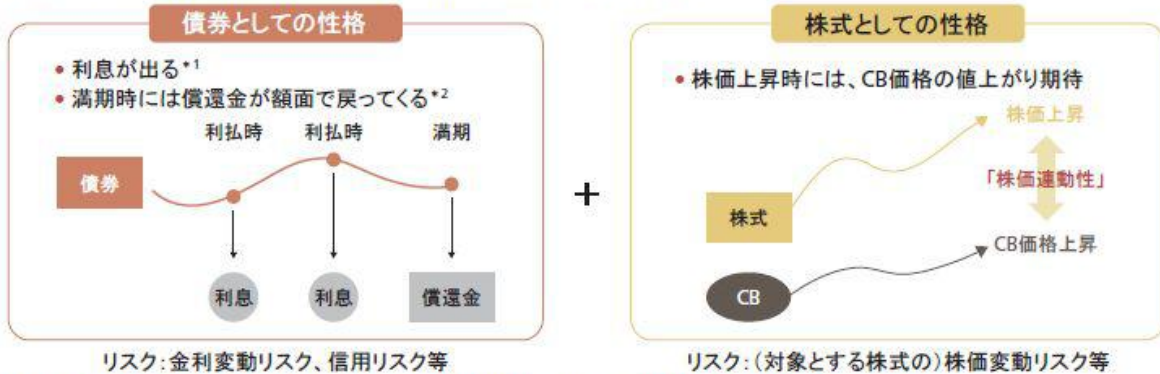
詳しくは後記「分配方針」をご覧ください。

■ CB(転換社債)とは

- CBとは、一定の条件で株式に転換できる権利のついた社債です。



- CBは「債券としての性格」と「株式としての性格」をあわせ持っています。



*1 利息(クーポン)がないCB等も存在します。 *2 発行体が倒産した場合等、額面で償還されないことがあります。

上記は、例示をもって理解を深めていただくことを目的としたイメージ図です。

■ 信用格付けとは

- 信用格付けとは、債券の元本返済および利金の支払いが当初の予定どおり行われる確実性の評価をランク付けしたものをいいます。S&Pグローバル・レーティング社、ムーディーズ社などの格付機関が格付けを行っています。付与された信用格付けは随時見直され、発行体の財務状況の変化などによって変更されます。低い格付けを持つ債券ほど、元本返済および利金の支払いが定めどおり行われる確実性が低く、よって信用リスクが高いということになります。

| | S&Pグローバル・レーティング社 | ムーディーズ社 | 信用度 |
|--------------------|------------------|---------|---------|
| 投資適格 (BBB-以上) | AAA | Aaa | 高い ↑ |
| | AA | Aa | |
| | A | A | |
| | BBB | Baa | |
| 投資適格未満 (BBB-未満) | BB | Ba | ↓ 低い |
| | B | B | |
| | CCC | Caa | |
| | CC | Ca | |
| | C | C | |
| | D | | |

- 格付機関の格付けは、最高位以外のものについて3段階の格付けが付されています。S&Pグローバル・レーティング社の場合、AA+、AA、AA-、A+、A、A-、ムーディーズ社の場合、Aa1、Aa2、Aa3、A1、A2、A3と表されます。

■ CBの運用体制*

- 世界各国のクレジット・アナリスト(債券運用部門)、株式アナリスト(株式運用部門)からの分析と、CB運用チーム独自の分析を統合的に活用し運用を行います。



※指定外国投資信託「UBS(CAY)グローバルCBファンド(円ヘッジクラス)／(ノンヘッジクラス)」は、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーが運用します。上記は、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーにおけるCB運用について記載しています。

■ 運用プロセス



2023年9月末現在

◎ ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- 指定外国投資信託の組入れについては、通常の運用状況においては高位を維持することを基本とします。
- 「年4回決算型・為替ヘッジあり」および「年4回決算型・為替ヘッジなし」の間でスイッチングが可能です。ただし、販売会社によってはスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

[ファンド・オブ・ファンズ方式について]

〈年4回決算型・為替ヘッジあり〉

当ファンドは、主として世界各国の転換社債等に投資を行う「UBS(CAY)グローバルCBファンド(円ヘッジクラス)」および主として円建ての公社債等に投資を行う「UBS短期円金利ファンド(適格機関投資家向け)」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



〈年4回決算型・為替ヘッジなし〉

当ファンドは、主として世界各国の転換社債等に投資を行う「UBS(CAY)グローバルCBファンド(ノンヘッジクラス)」および主として円建ての公社債等に投資を行う「UBS短期円金利ファンド(適格機関投資家向け)」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



◎ 主な投資制限

| | |
|---|---|
| 投資信託証券への投資割合 | 制限を設けません。 制限を設けません。 |
| 同一銘柄の投資信託証券への投資割合 | ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 |
| 株式への投資 | 直接投資は行いません。 |
| 外貨建資産への投資 | 直接投資は行いません。 |
| デリバティブの利用 | 行いません。ただし、投資対象となる投資信託証券においてはデリバティブ取引を行う場合があります。その場合は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 |
| 一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率 | 原則として、それぞれ信託財産の純資産総額の10%、合計で20%以内とします。 |

◎ 分配方針

年4回の毎決算時(毎年3月、6月、9月および12月の17日。ただし、休業日の場合には翌営業日とします。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、上記の分配対象額の範囲内で、下記1. および2. に基づき決定します。ただし、市況動向等を勘案して、委託会社の判断で下記と異なる金額の分配を行うこと(分配を行わない場合を含みます。)があります。
 1. 計算期末の前営業日の基準価額(1万口当たり。既払分配金を加算しません。以下同じ。)が10,500円未満の場合には、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。
 2. 計算期末の前営業日の基準価額が10,500円以上の場合には、原則として、当該基準価額の水準に応じて、下記の金額(1万口当たり)を分配することを目指します。

| 各計算期末の前営業日の基準価額 | 目標分配金額(1万口当たり、税引前) 基準価額水準等を勘案して決定します。 |
|--------------------|--|
| 10,500円未満 | |
| 10,500円以上11,000円未満 | 250円 |
| 11,000円以上11,500円未満 | 500円 |
| 11,500円以上12,000円未満 | 750円 |
| 12,000円以上 | 1,000円 |

- ・ 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

※目標分配金額は、毎計算期末の前営業日の基準価額水準に応じて上記表に基づき決定されますので、それ以前の基準価額水準は考慮されません。したがって、基準価額が上記表の一定の水準に一度でも到達すればその水準に応じた分配金をお支払いする、または、その水準に応じた分配を継続するというものではありません。また、分配金の支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。上記表に記載された基準価額および目標分配金額は、将来の分配金の支払いを保証または示唆するものではなく、また、あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。

※計算期末の前営業日の基準価額水準に応じて上記表に基づく分配金額を支払うことを目指しますが、計算期末の前営業日から当該計算期末までの間に基準価額が急激に変動した場合には、委託会社の判断で上記表と異なる金額の分配を行うこと(分配を行わない場合を含みます。)があります。

※分配金の支払いのために、現金化またはポートフォリオ再構築を行うための追加的な取引コスト等が発生する場合や資金動向等によっては現金の保有比率が高まる場合があります。

※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後手数料で再投資が可能です。

[分配イメージ]



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

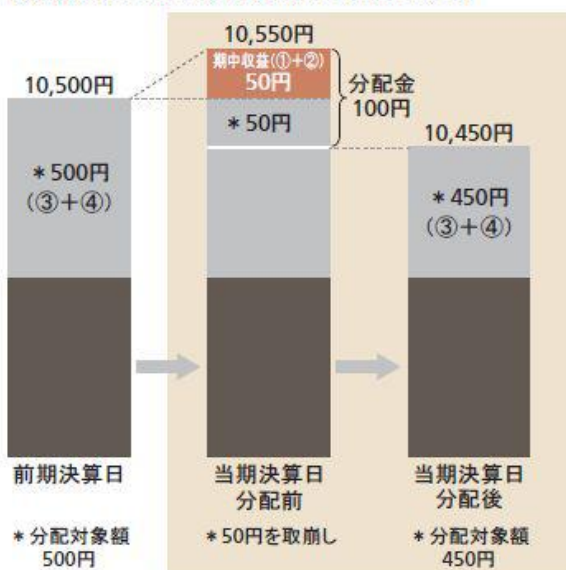
◎分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



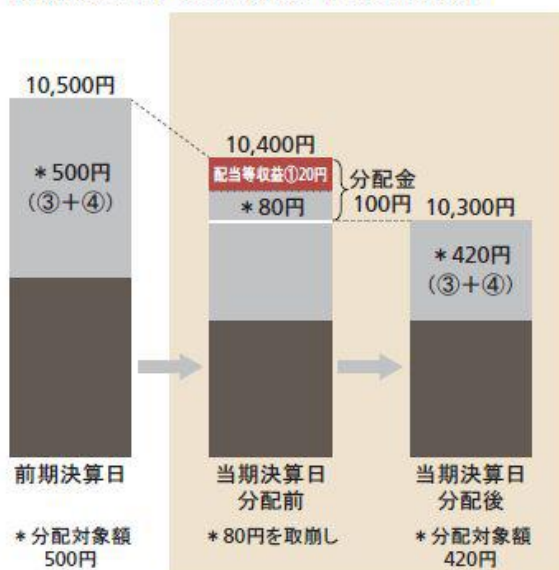
◎分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

【計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合】

【前期決算日から基準価額が上昇した場合】



【前期決算日から基準価額が下落した場合】

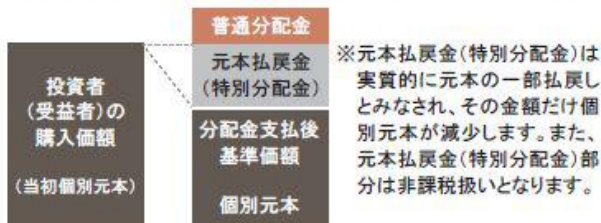


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

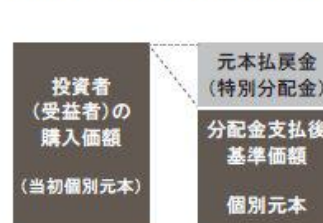
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

◎投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

【分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合】



【分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合】



普通分配金: 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

④ 信託金限度額

- ・各ファンド毎に、2,500億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

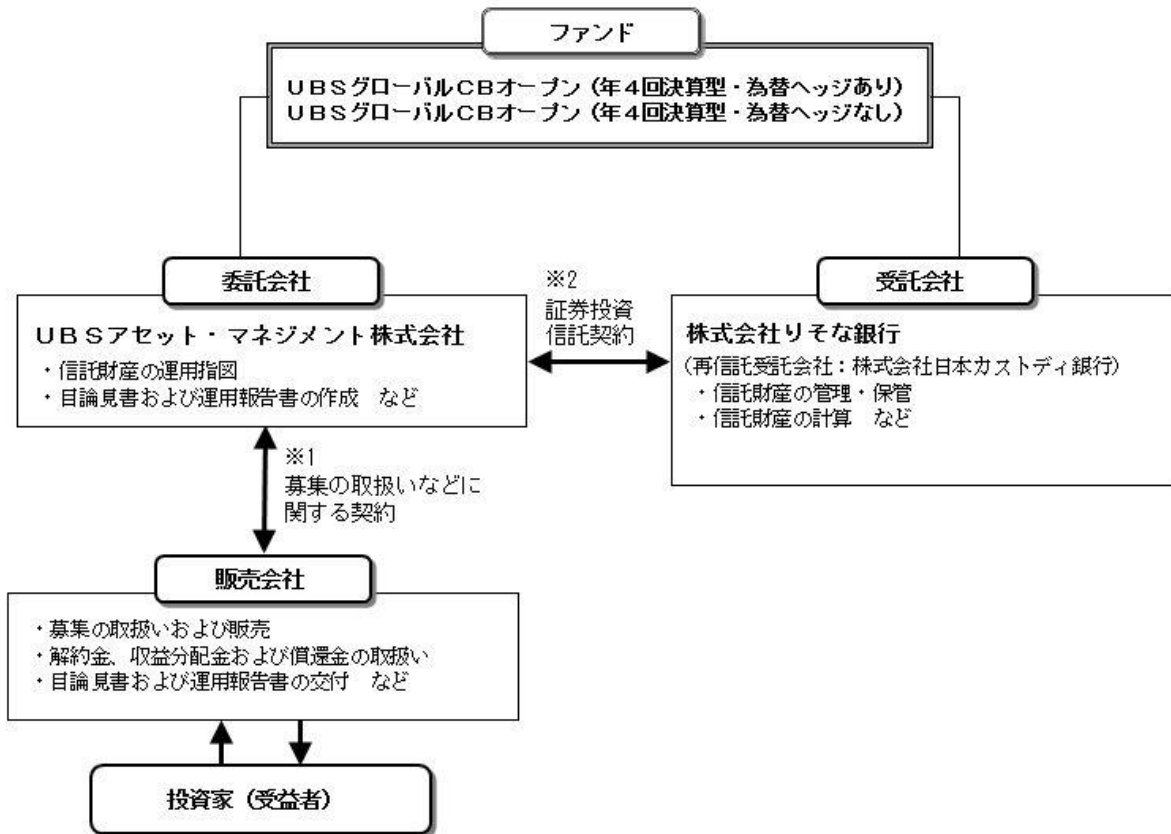
(2) 【ファンドの沿革】

2014年9月22日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

《ファンド・オブ・ファンズの仕組み》

- ・当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- ・指定外国投資信託の組入れについては、通常の運用状況においては高位を維持することを基本とします。
- ・「年4回決算型・為替ヘッジあり」および「年4回決算型・為替ヘッジなし」の間でスイッチングが可能です。ただし、販売会社によってはスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

[ファンド・オブ・ファンズ方式について]

〈年4回決算型・為替ヘッジあり〉

当ファンドは、主として世界各国の転換社債等に投資を行う「UBS(CAY)グローバルCBファンド(円ヘッジクラス)」および主として円建ての公社債等に投資を行う「UBS短期円金利ファンド(適格機関投資家向け)」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



〈年4回決算型・為替ヘッジなし〉

当ファンドは、主として世界各国の転換社債等に投資を行う「UBS(CAY)グローバルCBファンド(ノンヘッジクラス)」および主として円建ての公社債等に投資を行う「UBS短期円金利ファンド(適格機関投資家向け)」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



② 委託会社の概況 (2023年9月末現在)

1) 資本金

2,200百万円

2) 沿革

- 1996年4月1日 : ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立
- 1998年4月28日 : ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
- 2000年7月1日 : ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
- 2002年4月8日 : ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
- 2015年12月1日 : UBSアセット・マネジメント株式会社に商号変更

3) 大株主の状況

| 名称 | 住所 | 所有株数 | 所有比率 |
|----------------------|---------------------------------------|---------|------|
| UBSアセット・マネジメント・エイ・ジー | スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ 45 | 21,600株 | 100% |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

＜UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジあり）＞

- ① 指定外国投資信託への投資を通じて、主として、世界各国の転換社債等※に投資を行います。銘柄選択にあたっては、利回り、発行体リスク、流動性などを踏まえ組入銘柄および組入比率を決定します。なお、信用格付けが投資適格未満（BBB-未満）の銘柄への投資も行います。
- ② 収益性や流動性を考慮し、指定外国投資信託とUBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）との投資割合については、特に制限は設けませんが、通常の運用状況においては、指定外国投資信託の受益証券の組入れを高位に維持することを基本とします。
- ③ 投資先指定外国投資信託において、実質外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクの低減を図ります。
- ④ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

＜UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジなし）＞

- ① 指定外国投資信託への投資を通じて、主として、世界各国の転換社債等※に投資を行います。銘柄選択にあたっては、利回り、発行体リスク、流動性などを踏まえ組入銘柄および組入比率を決定します。なお、信用格付けが投資適格未満（BBB-未満）の銘柄への投資も行います。
- ② 収益性や流動性を考慮し、指定外国投資信託とUBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）との投資割合については、特に制限は設けませんが、通常の運用状況においては、指定外国投資信託の受益証券の組入れを高位に維持することを基本とします。
- ③ 実質外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※「転換社債等」とは、一定の条件で株式に転換できる権利のついた社債や、これと同様の性質を有する証券、証書などの有価証券をいいます。（有価証券の種類にかかわらず、委託会社（指定外国投資信託の投資運用会社を含む）が同様の投資効果を得られると判断するものを含みます。以下同じです。）

(2)【投資対象】

＜UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジあり）＞

＜UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジなし）＞

外国籍投資信託であるUBS(CAY)グローバルCBファンド（注）（以下「指定外国投資信託」といいます。）および国内籍投資信託であるUBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）の受益権を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

- ① 投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）
 - 1) 特定資産
 - イ) 有価証券
 - ロ) 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
 - ハ) 金銭債権
 - 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形
- ② 有価証券の指図範囲
委託会社は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるUBS(CAY)グローバルCBファンド（注）受益証券および国内籍の投資信託であるUBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）受益権のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。
 - 1) 短期社債等
 - 2) コマーシャル・ペーパー
 - 3) 外国または外国のものの発行する証券または証書で、1)～2)の証券または証書の性質を有するもの
 - 4) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 5) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

イ) 預金

ロ) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ハ) コール・ローン

ニ) 手形割引市場において売買される手形

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

資金の借入を行うことができます。

上記（注）については、下の表より該当項目をそれぞれあてはめてご覧ください。

| 年4回決算型・為替ヘッジあり | 年4回決算型・為替ヘッジなし |
|----------------|----------------|
| (円ヘッジクラス) | (ノンヘッジクラス) |

◆投資対象とする投資信託証券の概要

当ファンドが投資する投資信託証券の選定方針は、以下の概要を参照しております。

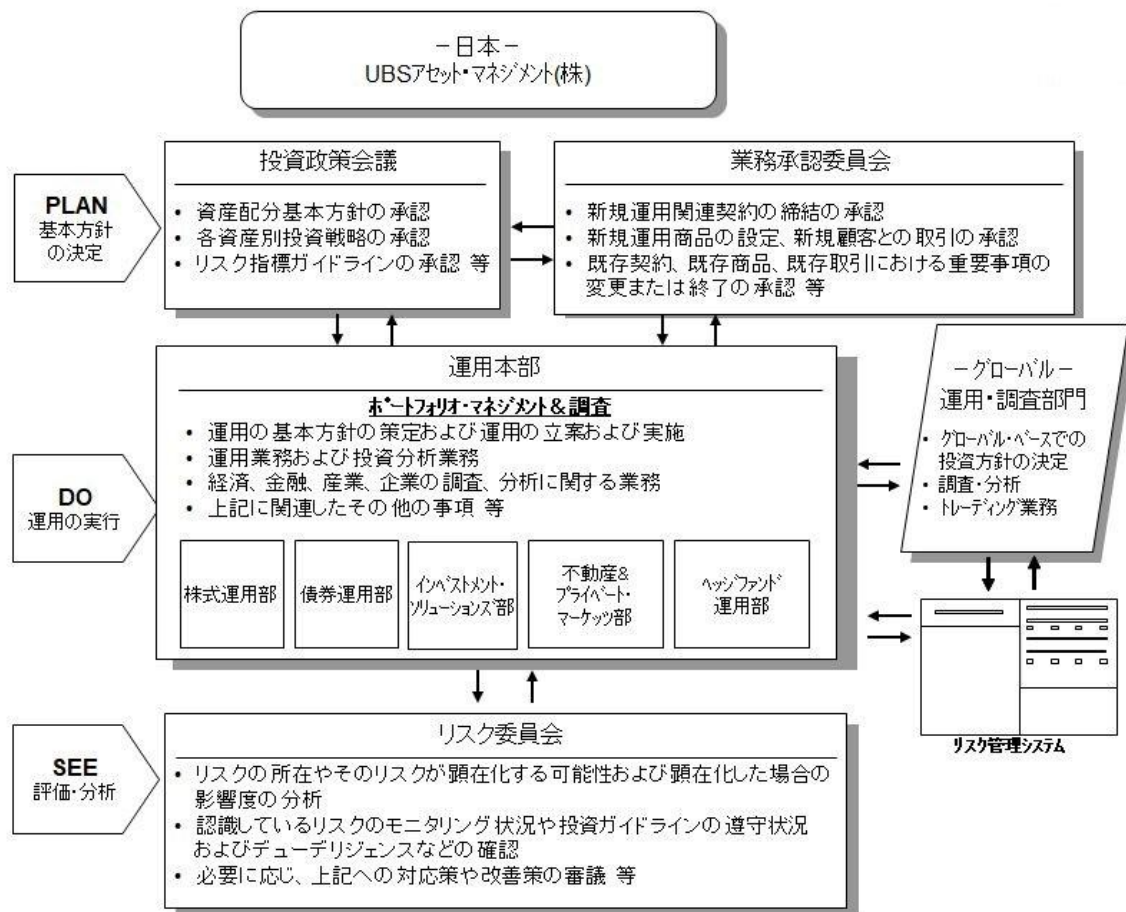
| | |
|-----------|--|
| 投資信託証券の名称 | UBS (CAY) グローバル CB ファンド (円ヘッジクラス) / (ノンヘッジクラス) |
| 形態 | ケイマン諸島籍外国投資信託 (円建て) |
| 運用の基本方針 | 世界各国の転換社債等*を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。 ※「転換社債等」とは、一定の条件で株式に転換できる権利のついた社債や、これと同様の性質を有する証券、証書などの有価証券をいいます。(有価証券の種類にかかわらず、指定外国投資信託の投資運用会社が同様の投資効果を得られると判断するものを含みます。以下同じです。) |
| 主な投資対象 | 主として世界各国の転換社債等を投資対象とします。 |
| 管理報酬等 (注) | ①申込手数料：なし ②解約手数料：なし ③受託報酬及び管理事務代行報酬等： 指定外国投資信託の受託報酬、保管・事務管理報酬については、純資産総額に応じて、年率または固定金額のいずれかが適用されます。 受託報酬 (年率 0.01%、ただし、年 10,000 米ドル相当額を下回る場合は、10,000 米ドル相当額) 保管・事務管理報酬 (年率 0.07%、ただし、年 40,000 米ドル相当額を下回る場合は、40,000 米ドル相当額) 名義書換代行報酬 (年率 0.01%) 運用報酬 (年率 0.50%) ④信託財産留保額：換金時の基準価額に対し 0.30% を乗じて得た額 ⑤その他費用：法務費用、監査費用及びその他諸費用 (法令により必要とされる書類の作成、届出、交付にかかる費用、受益権の管理事務等に関する費用等を含みます。) は、受益者の負担とし、信託財産から支弁することができるものとします。また、売買委託手数料、信託事務の諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 指定外国投資信託の設定に関する費用は指定外国投資信託が負担し、3 年を超えない期間にわたって償却されます。 |
| 関係会社の名称 | 投資運用会社：UBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー |

| | |
|-----------|---|
| 投資信託証券の名称 | UBS 短期円金利ファンド (適格機関投資家向け) |
| 形態 | 国内籍投資信託 |
| 運用の基本方針 | わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債を主たる投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。 |
| 主な投資対象 | 内外の円建て公社債を主要投資対象とします。 |
| 信託報酬等 | ①申込手数料：なし ②解約手数料：なし ③信託報酬：年率 0.044% (税抜年率 0.04%) ④その他費用 (注)：信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息、組入れ有価証券の売買に係る売買委託手数料等および当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額等 |
| 関係会社の名称 | 委託会社：UBS アセット・マネジメント株式会社 |

(注) 信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。



<運用体制に関する社内規則等およびファンドに係る法人等の管理>

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（10～15名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

<内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織>

投資政策会議：

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策会議を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策会議は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会：

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品開発部長が招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、審議案件に関与する機関投資家営業本部長または投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、企画管理部長、経理部長等、またはその代理の10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、経営上ならびに業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況およびデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則としてジャパン・オペレーティング・オフィサーまたは企画管理部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、経理部長、人事部長、企画管理部長、チーフ デジタル&インフォメーション オフィス部長の13名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

※上記の運用体制は、2023年9月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(4)【分配方針】

① 収益分配方針

年4回の毎決算時（毎年3月、6月、9月および12月の17日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、上記1)の分配対象額の範囲内で、下記イ)およびロ)に基づき決定します。ただし、市況動向等を勘案して、委託会社の判断で下記と異なる金額の分配を行うこと（分配を行わない場合を含みます。）があります。
 - イ) 計算期末の前営業日の基準価額（1万口当たり。既払分配金を加算しません。以下同じ。）が10,500円未満の場合には、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。
 - ロ) 計算期末の前営業日の基準価額が10,500円以上の場合には、原則として、当該基準価額的水準に応じて、下記の金額（1万口当たり）を分配することを目指します。

| 各計算期末の前営業日の基準価額 | 目標分配金額（1万口当たり、税引前） |
|--------------------|--------------------|
| 10,500円未満 | 基準価額水準等を勘案して決定します。 |
| 10,500円以上11,000円未満 | 250円 |
| 11,000円以上11,500円未満 | 500円 |
| 11,500円以上12,000円未満 | 750円 |
| 12,000円以上 | 1,000円 |

3) 収益の分配にあてなかつた利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。目標分配金額は、毎計算期末の前営業日の基準価額水準に応じて上記表に基づき決定されますので、それ以前の基準価額水準は考慮されません。したがって、基準価額が上記表の一定の水準に一度でも到達すればその水準に応じた分配金をお支払いする、または、その水準に応じた分配を継続するというものではありません。また、分配金の支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。上記表に記載された基準価額および目標分配金額は、将来の分配金の支払いを保証または示唆するものではなく、また、あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。

※計算期末の前営業日の基準価額水準に応じて上記表に基づく分配金額を支払うことを目指しますが、計算期末の前営業日から当該計算期末までの間に基準価額が急激に変動した場合には、委託会社の判断で上記表と異なる金額の分配を行うこと（分配を行わない場合を含みます。）があります。

※分配金の支払いのために、現金化またはポートフォリオ再構築を行うための追加的な取引コスト等が発生する場合や資金動向等によっては現金の保有比率が高まる場合があります。

② 収益分配金の支払い

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※各コースの詳細については、「第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等（2）コースの選択」をご参照下さい。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

<UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジあり）>

<UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジなし）>

- 1) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 2) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 3) 株式への直接投資は行いません。
- 4) 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 5) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）の直接利用は行いません。ただし、指定外国投資信託およびUBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）においてはデリバティブ取引を行う場合があります。その場合は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 7) 資金の借入

イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

② 法令による投資制限

1) 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

2) デリバティブ取引の投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行いません。

3) 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる内容とした運用を行いません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。

ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

① 転換社債等の価格変動リスク

転換社債等の価格は、主に発行体の株価変動、金利変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。組入れられた転換社債等の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。転換社債等の価格の変動幅は、償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

1) 株価変動リスク

転換社債等の価格は、株式市場の全体的な下落により低下することがあります。事前に決まっている転換社債等の転換価格が発行体の株式の時価に近いとき、または下回っているときに、転換社債等の時価は対象となる株式の価格変動に特に敏感に反応します。

2) 金利変動リスク

転換社債等の価格は、金利変動によっても変動します。一般的に転換社債等の価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向があり、逆に金利が上昇した場合には下落する傾向があります。

3) 信用リスク

転換社債等の価格は、発行体の信用力の変化によっても変動します。転換社債等の発行体の業績悪化、財務内容の変化、経営不振等により、債務不履行が生じた場合、あるいはそのような状況が予想される局面となった場合には、転換社債等の価格は大きく下落することがあります。また、当ファンドでは信用格付けが投資適格未満（BBB-未満）の転換社債等への投資を行います。当該転換社債等は、信用度が高い転換社債等と比較して、高い利回りを享受することが期待できる一方で、債務不履行が生じる可能性が高いと考えられます。

② カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落することや、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

③ 為替変動リスク

<UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジあり）>

投資先指定外国投資信託において、実質外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできませんので、基準価額は円と当該実質外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が当該実質外貨建資産に係る通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

<UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジなし）>

実質外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、円と実質外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受けることになり、円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

④ 短期金融商品等の信用リスク

ファンド資産を短期金融商品等で実質的に運用する場合、取引相手方による債務不履行により損失が発生する可能性があります。

⑤ 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

短期間に相当金額の解約申込があった場合には、解約資金を手当てするために保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、その結果、基準価額が大きく変動する可能性があります。

<その他の留意点>

① 買付および換金申込に係る制限

- ・買付または換金の申込日がチューリッヒ、ロンドン、もしくはニューヨークの銀行の休業日またはロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日にあたる場合、もしくは12月24日には、当該買付または換金のお申込は受けません。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、買付および換金のお申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた当該各お申込を取り消すことがあります。
- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

② クーリング・オフ

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

③ 分配金に関する留意点

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

④ 流動性リスクに関する留意点

当ファンドは、大量の換金が発生した短期間での資金充当の際や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量に制限がかかるリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

<投資信託に関する一般的なリスク>

- ・法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- ・信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- ・証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これによりファンドの運用に影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

<投資信託に関する一般的な留意事項>

- ・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・投資信託は金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。
- ・銀行等の登録金融機関でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

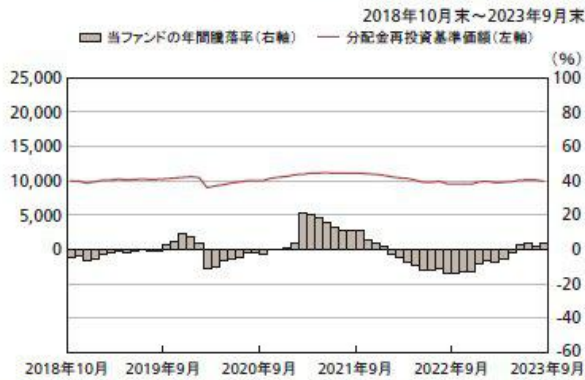
(2) リスク管理体制

委託会社では、投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインや、投資対象資産の流動性リスクを評価するための規程を定め、運用部門から独立した部署等により、運用結果の検証や各種リスクの適切な管理がモニタリングされます。それらの状況は定期的に開催される委員会等に報告され、必要な対策が講じられる態勢となっています。

※上記体制は2023年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

[年4回決算型・為替ヘッジあり]

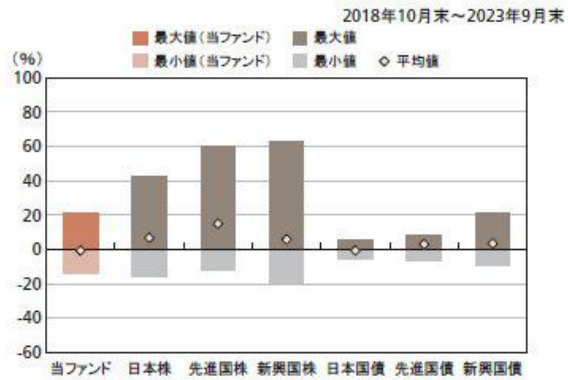
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



2018年10月 2019年9月 2020年9月 2021年9月 2022年9月 2023年9月

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年10月末を10,000として指数化しております。
 * 年間騰落率は、2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



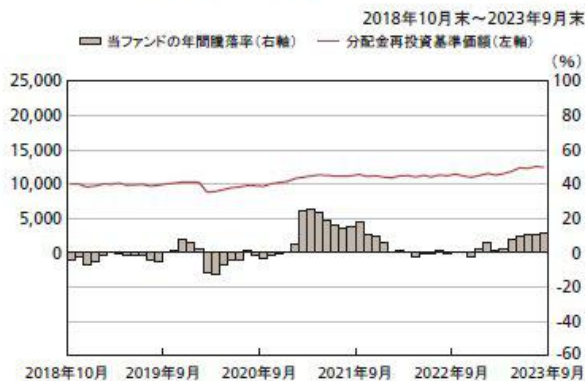
| | 当ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|-----|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 最大値 | 21.6 | 42.1 | 59.8 | 62.7 | 5.4 | 7.9 | 21.5 |
| 最小値 | △ 14.0 | △ 16.0 | △ 12.4 | △ 19.4 | △ 5.5 | △ 6.1 | △ 8.8 |
| 平均値 | △ 0.6 | 6.8 | 15.0 | 5.9 | △ 0.6 | 3.0 | 3.5 |

* 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
 * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 * 2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

[年4回決算型・為替ヘッジなし]

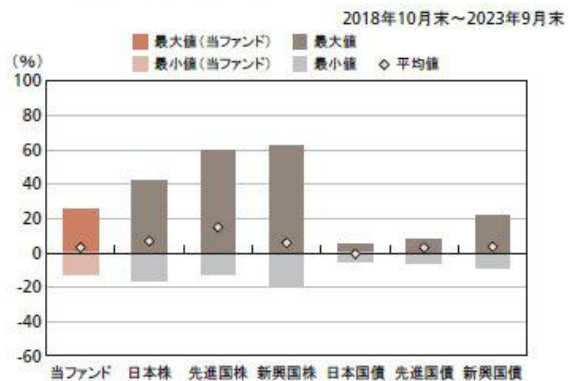
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



2018年10月 2019年9月 2020年9月 2021年9月 2022年9月 2023年9月

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年10月末を10,000として指数化しております。
 * 年間騰落率は、2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



| | 当ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|-----|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 最大値 | 25.6 | 42.1 | 59.8 | 62.7 | 5.4 | 7.9 | 21.5 |
| 最小値 | △ 12.0 | △ 16.0 | △ 12.4 | △ 19.4 | △ 5.5 | △ 6.1 | △ 8.8 |
| 平均値 | 3.2 | 6.8 | 15.0 | 5.9 | △ 0.6 | 3.0 | 3.5 |

* 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
 * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 * 2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

■各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

・NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3.0%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。

(2) 【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことであります。

(3) 【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.045%（税抜0.95%）の率を乗じて得た額とします。

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分（税抜年率）は、以下の通りとします。

| 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 | | | |
|-----------------------|-------|-------|-------|
| 合計 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
| 0.95% | 0.20% | 0.70% | 0.05% |

| 役務の内容 | |
|-------|---|
| 委託会社 | 委託した資金の運用の対価 |
| 販売会社 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 |
| 受託会社 | 運用財産の管理、運用指図実行等の対価 |

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

なお、当ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等が、指定外国投資信託の純資産総額に対して年率0.59%程度（委託会社が試算した概算値^(注)、2023年9月末現在）がかかります。

(注) ただし、投資対象とする外国投資信託の信託報酬のうち受託会社に支払う報酬（年率0.01%）が10,000米ドルに満たない場合は10,000米ドルとなり、また、保管・事務管理等に係る報酬（年率0.07%）が40,000米ドルに満たない場合は40,000米ドルとなりますので、外国投資信託の純資産総額によっては上記報酬率を超える場合があります。

したがって、当ファンドの信託報酬に加えた基本となる報酬率は、実質的には当ファンドの純資産総額に対して年率1.635%程度となります。

(ご参考・概算値)

(表内の料率については年率表示)

| | |
|---------------|--|
| 投資対象とする投資信託証券 | 指定外国投資信託においては、純資産総額に応じて以下のいずれかの料率が適用されます。 ・ 0.59%程度 ・ 0.58%程度＋年 10,000 米ドル相当額 ・ 0.51%程度＋年 50,000 米ドル相当額 |
|---------------|--|

- ③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託事務の諸費用
信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁します。
- ② 売買委託手数料等
組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等のファンドを運用するための費用等ならびに当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁します。
- ③ 監査費用
信託財産に関する監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
- ④ その他の諸費用
以下の諸費用および当該費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
1. 受益権の管理事務に関連する費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
 6. ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、前記③および④の 1. から 6. の費用等の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率 0.1%を上限とする額を、かかる費用等の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時係る費用等の年率を見直し、これを変更することができます。

前記③および④の 1. から 6. の費用等は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる費用等は、毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

- ⑤ 上記①から④の費用のうち、主要なものを対価とする役務の内容は以下のとおりです。
1. 監査費用：監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
 2. 印刷費用等：法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用（EDINET 含む）等
 3. 売買委託手数料：有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料
 4. 保管費用：海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用

※前記①および②の費用は、マーケット状況、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

なお、受益者が直接および間接的に負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度（NISA）の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

- ・少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・2024年1月1日以降は、NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

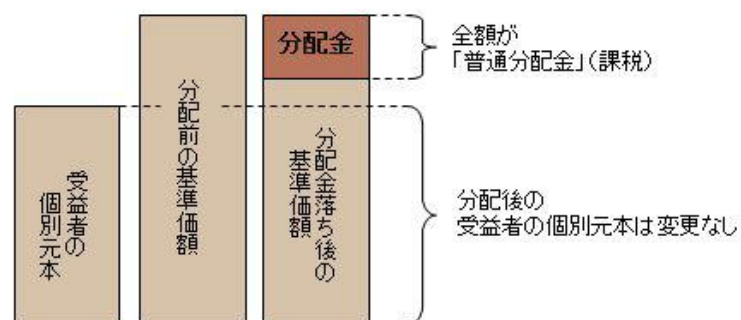
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

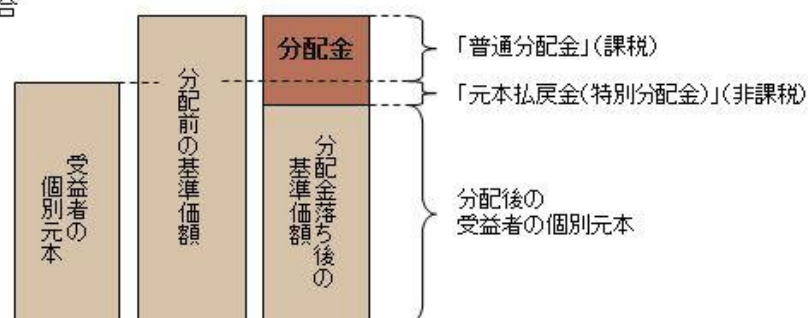
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2023 年 9 月末現在のもので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【UBS グローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジあり）】

以下の運用状況は2023年9月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|---------------------|------|------------|---------|
| 投資信託受益証券 | ケイマン | 16,585,661 | 93.12 |
| | 日本 | 989,100 | 5.55 |
| | 小計 | 17,574,761 | 98.67 |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | — | 236,271 | 1.33 |
| 合計（純資産総額） | | 17,811,032 | 100.00 |

(注) 「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

| 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|------|----------|------------------------------|------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| ケイマン | 投資信託受益証券 | UBS(CAY)グローバルCBファンド(円ヘッジクラス) | 22,654,912 | 0.73 | 16,744,245 | 0.7321 | 16,585,661 | 93.12 |
| 日本 | 投資信託受益証券 | UBS短期円金利ファンド(適格機関投資家向け) | 1,000,000 | 0.9891 | 989,100 | 0.9891 | 989,100 | 5.55 |

(注) 「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ. 種類別の投資比率

| 種類 | 投資比率（％） |
|----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 98.67 |
| 合計 | 98.67 |

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

| 期別 | 純資産総額 (百万円) | | 1口当たり純資産額 (円) | |
|--------------------------|-------------|------|---------------|--------|
| | 分配落ち | 分配付き | 分配落ち | 分配付き |
| 第1 特定期間末 (2015年 3月 17日) | 227 | 229 | 1.0128 | 1.0228 |
| 第2 特定期間末 (2015年 9月 17日) | 255 | 255 | 0.9937 | 0.9937 |
| 第3 特定期間末 (2016年 3月 17日) | 220 | 220 | 0.9557 | 0.9557 |
| 第4 特定期間末 (2016年 9月 20日) | 251 | 252 | 1.0128 | 1.0178 |
| 第5 特定期間末 (2017年 3月 17日) | 127 | 129 | 1.0228 | 1.0428 |
| 第6 特定期間末 (2017年 9月 19日) | 123 | 125 | 1.0262 | 1.0412 |
| 第7 特定期間末 (2018年 3月 19日) | 59 | 60 | 1.0159 | 1.0259 |
| 第8 特定期間末 (2018年 9月 18日) | 58 | 58 | 0.9970 | 0.9970 |
| 第9 特定期間末 (2019年 3月 18日) | 44 | 44 | 0.9885 | 0.9885 |
| 第10 特定期間末 (2019年 9月 17日) | 42 | 42 | 0.9994 | 0.9994 |
| 第11 特定期間末 (2020年 3月 17日) | 27 | 27 | 0.9073 | 0.9073 |
| 第12 特定期間末 (2020年 9月 17日) | 26 | 26 | 0.9735 | 0.9735 |
| 第13 特定期間末 (2021年 3月 17日) | 25 | 26 | 1.0356 | 1.0606 |
| 第14 特定期間末 (2021年 9月 17日) | 25 | 25 | 1.0156 | 1.0306 |
| 第15 特定期間末 (2022年 3月 17日) | 20 | 20 | 0.9367 | 0.9367 |
| 第16 特定期間末 (2022年 9月 20日) | 17 | 17 | 0.8963 | 0.8963 |
| 第17 特定期間末 (2023年 3月 17日) | 17 | 17 | 0.8840 | 0.8840 |
| 第18 特定期間末 (2023年 9月 19日) | 17 | 17 | 0.9122 | 0.9122 |
| 2022年 9月 末日 | 17 | — | 0.8694 | — |
| 10月 末日 | 17 | — | 0.8706 | — |
| 11月 末日 | 17 | — | 0.8692 | — |
| 12月 末日 | 17 | — | 0.8664 | — |
| 2023年 1月 末日 | 17 | — | 0.8966 | — |
| 2月 末日 | 17 | — | 0.9031 | — |
| 3月 末日 | 17 | — | 0.8824 | — |
| 4月 末日 | 17 | — | 0.8901 | — |
| 5月 末日 | 17 | — | 0.8983 | — |
| 6月 末日 | 18 | — | 0.9171 | — |
| 7月 末日 | 18 | — | 0.9210 | — |
| 8月 末日 | 18 | — | 0.9203 | — |
| 9月 末日 | 17 | — | 0.9039 | — |

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

| 期 | 期間 | 1口当たりの分配金 (円) |
|---------|-----------------------|---------------|
| 第1特定期間 | 2014年9月22日～2015年3月17日 | 0.0100 |
| 第2特定期間 | 2015年3月18日～2015年9月17日 | 0.0150 |
| 第3特定期間 | 2015年9月18日～2016年3月17日 | 0.0000 |
| 第4特定期間 | 2016年3月18日～2016年9月20日 | 0.0050 |
| 第5特定期間 | 2016年9月21日～2017年3月17日 | 0.0350 |
| 第6特定期間 | 2017年3月18日～2017年9月19日 | 0.0350 |
| 第7特定期間 | 2017年9月20日～2018年3月19日 | 0.0100 |
| 第8特定期間 | 2018年3月20日～2018年9月18日 | 0.0050 |
| 第9特定期間 | 2018年9月19日～2019年3月18日 | 0.0000 |
| 第10特定期間 | 2019年3月19日～2019年9月17日 | 0.0000 |
| 第11特定期間 | 2019年9月18日～2020年3月17日 | 0.0050 |
| 第12特定期間 | 2020年3月18日～2020年9月17日 | 0.0000 |
| 第13特定期間 | 2020年9月18日～2021年3月17日 | 0.0300 |
| 第14特定期間 | 2021年3月18日～2021年9月17日 | 0.0350 |
| 第15特定期間 | 2021年9月18日～2022年3月17日 | 0.0000 |
| 第16特定期間 | 2022年3月18日～2022年9月20日 | 0.0000 |
| 第17特定期間 | 2022年9月21日～2023年3月17日 | 0.0000 |
| 第18特定期間 | 2023年3月18日～2023年9月19日 | 0.0000 |

③【収益率の推移】

| 期 | 期間 | 収益率 (%) |
|---------|-----------------------|---------|
| 第1特定期間 | 2014年9月22日～2015年3月17日 | 2.3 |
| 第2特定期間 | 2015年3月18日～2015年9月17日 | △0.4 |
| 第3特定期間 | 2015年9月18日～2016年3月17日 | △3.8 |
| 第4特定期間 | 2016年3月18日～2016年9月20日 | 6.5 |
| 第5特定期間 | 2016年9月21日～2017年3月17日 | 4.4 |
| 第6特定期間 | 2017年3月18日～2017年9月19日 | 3.8 |
| 第7特定期間 | 2017年9月20日～2018年3月19日 | △0.0 |
| 第8特定期間 | 2018年3月20日～2018年9月18日 | △1.4 |
| 第9特定期間 | 2018年9月19日～2019年3月18日 | △0.9 |
| 第10特定期間 | 2019年3月19日～2019年9月17日 | 1.1 |
| 第11特定期間 | 2019年9月18日～2020年3月17日 | △8.7 |
| 第12特定期間 | 2020年3月18日～2020年9月17日 | 7.3 |
| 第13特定期間 | 2020年9月18日～2021年3月17日 | 9.5 |
| 第14特定期間 | 2021年3月18日～2021年9月17日 | 1.4 |
| 第15特定期間 | 2021年9月18日～2022年3月17日 | △7.8 |

| | | |
|----------|-----------------------|------|
| 第16 特定期間 | 2022年3月18日～2022年9月20日 | △4.3 |
| 第17 特定期間 | 2022年9月21日～2023年3月17日 | △1.4 |
| 第18 特定期間 | 2023年3月18日～2023年9月19日 | 3.2 |

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

| 期 | 期間 | 設定口数 | 解約口数 |
|----------|-----------------------|-------------|-------------|
| 第1 特定期間 | 2014年9月22日～2015年3月17日 | 237,451,300 | 13,267,878 |
| 第2 特定期間 | 2015年3月18日～2015年9月17日 | 69,951,710 | 36,649,354 |
| 第3 特定期間 | 2015年9月18日～2016年3月17日 | 49,591,984 | 76,450,919 |
| 第4 特定期間 | 2016年3月18日～2016年9月20日 | 43,581,980 | 26,039,711 |
| 第5 特定期間 | 2016年9月21日～2017年3月17日 | 6,702,180 | 130,326,816 |
| 第6 特定期間 | 2017年3月18日～2017年9月19日 | 9,851,363 | 13,712,194 |
| 第7 特定期間 | 2017年9月20日～2018年3月19日 | 689,997 | 62,499,147 |
| 第8 特定期間 | 2018年3月20日～2018年9月18日 | 597,403 | 484,404 |
| 第9 特定期間 | 2018年9月19日～2019年3月18日 | 155,351 | 13,781,390 |
| 第10 特定期間 | 2019年3月19日～2019年9月17日 | 96,828 | 3,326,705 |
| 第11 特定期間 | 2019年9月18日～2020年3月17日 | 189,230 | 11,768,163 |
| 第12 特定期間 | 2020年3月18日～2020年9月17日 | 19,109 | 3,627,307 |
| 第13 特定期間 | 2020年9月18日～2021年3月17日 | 159,195 | 2,553,597 |
| 第14 特定期間 | 2021年3月18日～2021年9月17日 | 582,019 | 107,443 |
| 第15 特定期間 | 2021年9月18日～2022年3月17日 | 163,758 | 3,363,584 |
| 第16 特定期間 | 2022年3月18日～2022年9月20日 | 49,136 | 1,974,040 |
| 第17 特定期間 | 2022年9月21日～2023年3月17日 | 3,914 | 197,260 |
| 第18 特定期間 | 2023年3月18日～2023年9月19日 | 2,646 | 3,234 |

(注)第1 特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジなし）】

以下の運用状況は2023年9月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|---------------------|------|-------------|---------|
| 投資信託受益証券 | ケイマン | 114,241,318 | 97.70 |
| | 日本 | 721,826 | 0.62 |
| | 小計 | 114,963,144 | 98.32 |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | — | 1,961,935 | 1.68 |
| 合計（純資産総額） | | 116,925,079 | 100.00 |

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

| 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|------|--------------|-----------------------------------|-------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| ケイマン | 投資信託受益 証券 | UBS(CAY)グローバルCBファンド（ノ ンヘッジクラス） | 101,009,123 | 1.13 | 114,483,740 | 1.131 | 114,241,318 | 97.70 |
| 日本 | 投資信託受益 証券 | UBS短期円金利ファンド（適格機関 投資家向け） | 729,781 | 0.9891 | 721,826 | 0.9891 | 721,826 | 0.62 |

(注)「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ. 種類別の投資比率

| 種類 | 投資比率（％） |
|----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 98.32 |
| 合計 | 98.32 |

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

| 期別 | 純資産総額 (百万円) | | 1口当たり純資産額 (円) | |
|--------------------------|-------------|-------|---------------|--------|
| | 分配落ち | 分配付き | 分配落ち | 分配付き |
| 第1 特定期間末 (2015年 3月 17日) | 1,549 | 1,580 | 1.0251 | 1.0451 |
| 第2 特定期間末 (2015年 9月 17日) | 1,084 | 1,084 | 1.0108 | 1.0108 |
| 第3 特定期間末 (2016年 3月 17日) | 791 | 791 | 0.9288 | 0.9288 |
| 第4 特定期間末 (2016年 9月 20日) | 696 | 696 | 0.8986 | 0.8986 |
| 第5 特定期間末 (2017年 3月 17日) | 535 | 538 | 1.0045 | 1.0095 |
| 第6 特定期間末 (2017年 9月 19日) | 479 | 488 | 1.0377 | 1.0577 |
| 第7 特定期間末 (2018年 3月 19日) | 340 | 340 | 0.9975 | 0.9975 |
| 第8 特定期間末 (2018年 9月 18日) | 279 | 279 | 1.0113 | 1.0113 |
| 第9 特定期間末 (2019年 3月 18日) | 231 | 231 | 1.0012 | 1.0012 |
| 第10 特定期間末 (2019年 9月 17日) | 196 | 196 | 0.9793 | 0.9793 |
| 第11 特定期間末 (2020年 3月 17日) | 146 | 146 | 0.8832 | 0.8832 |
| 第12 特定期間末 (2020年 9月 17日) | 158 | 158 | 0.9623 | 0.9623 |
| 第13 特定期間末 (2021年 3月 17日) | 149 | 152 | 1.0606 | 1.0856 |
| 第14 特定期間末 (2021年 9月 17日) | 126 | 128 | 1.0278 | 1.0478 |
| 第15 特定期間末 (2022年 3月 17日) | 116 | 116 | 0.9872 | 0.9872 |
| 第16 特定期間末 (2022年 9月 20日) | 120 | 122 | 1.0201 | 1.0451 |
| 第17 特定期間末 (2023年 3月 17日) | 112 | 112 | 0.9944 | 0.9944 |
| 第18 特定期間末 (2023年 9月 19日) | 116 | 119 | 1.0568 | 1.0818 |
| 2022年 9月 末日 | 113 | — | 0.9940 | — |
| 10月 末日 | 116 | — | 1.0173 | — |
| 11月 末日 | 112 | — | 0.9904 | — |
| 12月 末日 | 110 | — | 0.9763 | — |
| 2023年 1月 末日 | 113 | — | 0.9979 | — |
| 2月 末日 | 116 | — | 1.0240 | — |
| 3月 末日 | 113 | — | 1.0031 | — |
| 4月 末日 | 115 | — | 1.0218 | — |
| 5月 末日 | 119 | — | 1.0506 | — |
| 6月 末日 | 119 | — | 1.0721 | — |
| 7月 末日 | 117 | — | 1.0636 | — |
| 8月 末日 | 120 | — | 1.0880 | — |
| 9月 末日 | 116 | — | 1.0543 | — |

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

| 期 | 期間 | 1口当たりの分配金(円) |
|---------|-----------------------|--------------|
| 第1特定期間 | 2014年9月22日～2015年3月17日 | 0.0400 |
| 第2特定期間 | 2015年3月18日～2015年9月17日 | 0.0250 |
| 第3特定期間 | 2015年9月18日～2016年3月17日 | 0.0000 |
| 第4特定期間 | 2016年3月18日～2016年9月20日 | 0.0000 |
| 第5特定期間 | 2016年9月21日～2017年3月17日 | 0.0200 |
| 第6特定期間 | 2017年3月18日～2017年9月19日 | 0.0250 |
| 第7特定期間 | 2017年9月20日～2018年3月19日 | 0.0100 |
| 第8特定期間 | 2018年3月20日～2018年9月18日 | 0.0100 |
| 第9特定期間 | 2018年9月19日～2019年3月18日 | 0.0000 |
| 第10特定期間 | 2019年3月19日～2019年9月17日 | 0.0000 |
| 第11特定期間 | 2019年9月18日～2020年3月17日 | 0.0050 |
| 第12特定期間 | 2020年3月18日～2020年9月17日 | 0.0000 |
| 第13特定期間 | 2020年9月18日～2021年3月17日 | 0.0250 |
| 第14特定期間 | 2021年3月18日～2021年9月17日 | 0.0450 |
| 第15特定期間 | 2021年9月18日～2022年3月17日 | 0.0050 |
| 第16特定期間 | 2022年3月18日～2022年9月20日 | 0.0350 |
| 第17特定期間 | 2022年9月21日～2023年3月17日 | 0.0000 |
| 第18特定期間 | 2023年3月18日～2023年9月19日 | 0.0500 |

③【収益率の推移】

| 期 | 期間 | 収益率(%) |
|---------|-----------------------|--------|
| 第1特定期間 | 2014年9月22日～2015年3月17日 | 6.5 |
| 第2特定期間 | 2015年3月18日～2015年9月17日 | 1.0 |
| 第3特定期間 | 2015年9月18日～2016年3月17日 | △8.1 |
| 第4特定期間 | 2016年3月18日～2016年9月20日 | △3.3 |
| 第5特定期間 | 2016年9月21日～2017年3月17日 | 14.0 |
| 第6特定期間 | 2017年3月18日～2017年9月19日 | 5.8 |
| 第7特定期間 | 2017年9月20日～2018年3月19日 | △2.9 |
| 第8特定期間 | 2018年3月20日～2018年9月18日 | 2.4 |
| 第9特定期間 | 2018年9月19日～2019年3月18日 | △1.0 |
| 第10特定期間 | 2019年3月19日～2019年9月17日 | △2.2 |
| 第11特定期間 | 2019年9月18日～2020年3月17日 | △9.3 |
| 第12特定期間 | 2020年3月18日～2020年9月17日 | 9.0 |
| 第13特定期間 | 2020年9月18日～2021年3月17日 | 12.8 |
| 第14特定期間 | 2021年3月18日～2021年9月17日 | 1.2 |
| 第15特定期間 | 2021年9月18日～2022年3月17日 | △3.5 |

| | | |
|---------|-----------------------|------|
| 第16特定期間 | 2022年3月18日～2022年9月20日 | 6.9 |
| 第17特定期間 | 2022年9月21日～2023年3月17日 | △2.5 |
| 第18特定期間 | 2023年3月18日～2023年9月19日 | 11.3 |

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

| 期 | 期間 | 設定口数 | 解約口数 |
|---------|-----------------------|---------------|-------------|
| 第1特定期間 | 2014年9月22日～2015年3月17日 | 1,937,862,314 | 425,834,468 |
| 第2特定期間 | 2015年3月18日～2015年9月17日 | 91,714,068 | 530,517,948 |
| 第3特定期間 | 2015年9月18日～2016年3月17日 | 43,689,002 | 265,162,812 |
| 第4特定期間 | 2016年3月18日～2016年9月20日 | 1,731,980 | 78,622,670 |
| 第5特定期間 | 2016年9月21日～2017年3月17日 | 11,365,008 | 252,952,287 |
| 第6特定期間 | 2017年3月18日～2017年9月19日 | 10,490,666 | 81,634,667 |
| 第7特定期間 | 2017年9月20日～2018年3月19日 | 2,142,834 | 123,170,200 |
| 第8特定期間 | 2018年3月20日～2018年9月18日 | 603,240 | 65,434,109 |
| 第9特定期間 | 2018年9月19日～2019年3月18日 | 119,177 | 45,607,515 |
| 第10特定期間 | 2019年3月19日～2019年9月17日 | 158,955 | 29,956,328 |
| 第11特定期間 | 2019年9月18日～2020年3月17日 | 263,286 | 35,153,328 |
| 第12特定期間 | 2020年3月18日～2020年9月17日 | 218 | 1,424,818 |
| 第13特定期間 | 2020年9月18日～2021年3月17日 | 184,905 | 24,264,939 |
| 第14特定期間 | 2021年3月18日～2021年9月17日 | 1,673,494 | 19,168,115 |
| 第15特定期間 | 2021年9月18日～2022年3月17日 | 619,977 | 5,231,646 |
| 第16特定期間 | 2022年3月18日～2022年9月20日 | 313,105 | 1,133,617 |
| 第17特定期間 | 2022年9月21日～2023年3月17日 | 904,686 | 5,346,658 |
| 第18特定期間 | 2023年3月18日～2023年9月19日 | 1,036,692 | 3,816,056 |

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

運用実績

◎最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

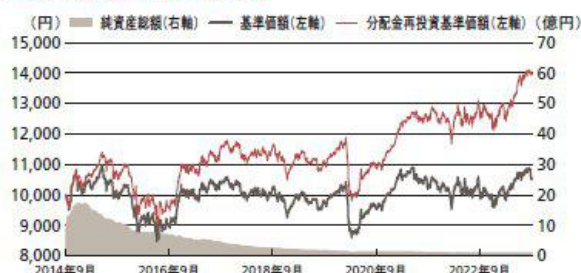
◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準価額・純資産の推移 (2023年9月29日現在)

年4回決算型・為替ヘッジあり



年4回決算型・為替ヘッジなし



※分配金再投資基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したもとして算出。
 ※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移 (1万口当たり、税引前)

| 年4回決算型・為替ヘッジあり | 年4回決算型・為替ヘッジなし |
|----------------|----------------|
| 2022年9月 0円 | 2022年9月 250円 |
| 2022年12月 0円 | 2022年12月 0円 |
| 2023年3月 0円 | 2023年3月 0円 |
| 2023年6月 0円 | 2023年6月 250円 |
| 2023年9月 0円 | 2023年9月 250円 |
| 設定来累計 1,850円 | 設定来累計 2,950円 |

主要な資産の状況 (2023年9月29日現在)

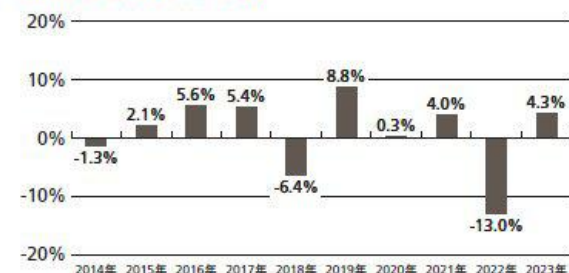
組入上位10銘柄

| 銘柄名 | 償還期限 | 利率 | 国名または地域 | 投資比率 |
|-------------------------|-----------|--------|---------|------|
| 1 アブダビ国営石油 | 2024/6/4 | 0.700% | UAE | 1.3% |
| 2 ウェルズ・ファーゴ(永久債) | - | 7.500% | アメリカ | 1.3% |
| 3 ファーマロン・ベイジン | 2026/6/18 | 0.000% | 中国 | 1.3% |
| 4 ゼロ・インベストメンツ | 2025/12/2 | 0.000% | オーストラリア | 1.2% |
| 5 シリウス・ミネラルズ・ファイナンスNo.2 | 2027/5/23 | 5.000% | イギリス | 1.2% |
| 6 ジョウヘイヤールntl | 2025/11/5 | 1.000% | 中国 | 1.2% |
| 7 ファーミング・グループ | 2025/1/21 | 3.000% | オランダ | 1.2% |
| 8 ジャスト・イート・テイクアウェードットコム | 2028/2/9 | 0.625% | オランダ | 1.2% |
| 9 美团[メイトゥアン] | 2028/4/27 | 0.000% | 中国 | 1.1% |
| 10 HTAグループ | 2027/3/18 | 2.875% | イギリス | 1.1% |

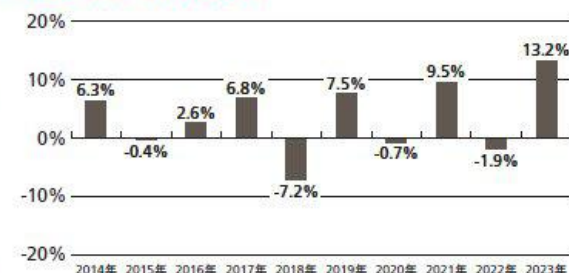
※投資比率は、「UBS(CAY)グローバルCBファンド」の純資産総額に占める割合。
 ※「年4回決算型・為替ヘッジあり」はファンドの純資産総額に対し「UBS(CAY)グローバルCBファンド(円ヘッジクラス)」を93.12%、「年4回決算型・為替ヘッジなし」はファンドの純資産総額に対し「UBS(CAY)グローバルCBファンド(ノンヘッジクラス)」を97.70%組入れています。

年間収益率の推移 (2023年9月29日現在)

年4回決算型・為替ヘッジあり



年4回決算型・為替ヘッジなし



※2014年については、当初設定日(2014年9月22日)から年末までの騰落率。2023年は年初から9月末までの騰落率。

※税引前分配金を再投資したもとして算出。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。また、＜分配金再投資コース＞を利用する場合は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) スイッチング

- ・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。
 - ・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。
 - ・以下のファンド間でスイッチングを行なうことができます。
UBS グローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジあり）
UBS グローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジなし）
- ※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングが行えない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(5) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(6) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がチューリッヒ、ロンドンもしくはニューヨークの銀行の休業日またはロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日にあたる場合、もしくは12月24日に該当する場合は、取得の申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

※「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

(8) 申込単位（当初元本1口＝1円）

1円または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

※詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

＜UBS アセット・マネジメント株式会社＞

ホームページアドレス：<http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

(9) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(10) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所*等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後 3 時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日がチューリッヒ、ロンドンもしくはニューヨークの銀行の休業日またはロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日にあたる場合、もしくは 12 月 24 日に該当する場合は、解約請求（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 解約制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBS アセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の 9:00-17:00）

(6) 手取額

1 口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1 円または 1 口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して 7 営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

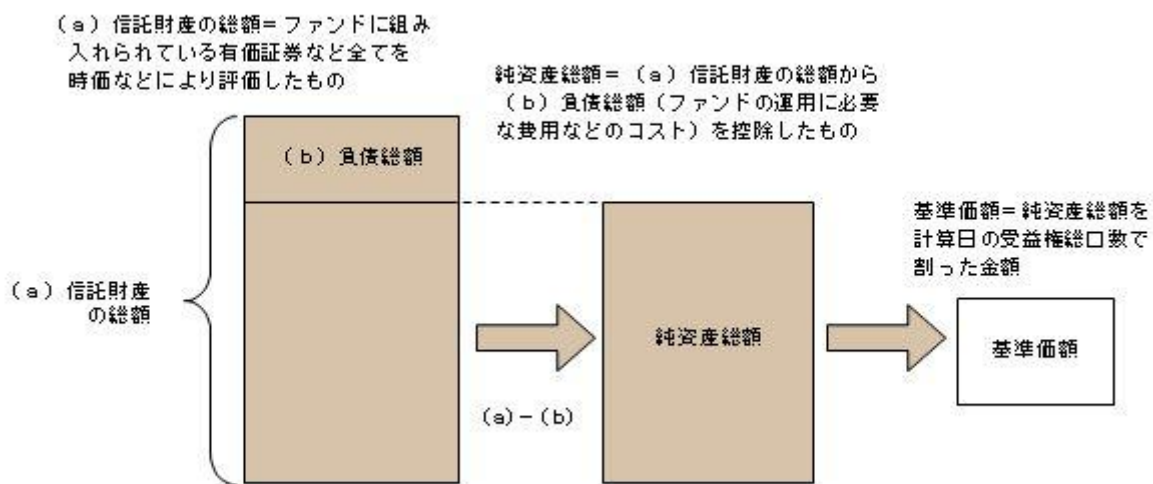
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

<主な資産の評価方法>

◇投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBS アセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス : <http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号 : 03-5293-3700 (営業日の9:00-17:00)

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2024年9月17日までとします(2014年9月22日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

※当ファンドは、2024年9月17日をもって信託期間が満了となり終了いたします。

(4) 【計算期間】

毎年3月18日から6月17日、6月18日から9月17日、9月18日から12月17日、および12月18日から翌年3月17日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により各ファンドの純資産総額が 30 億円を下回るようになったとき
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

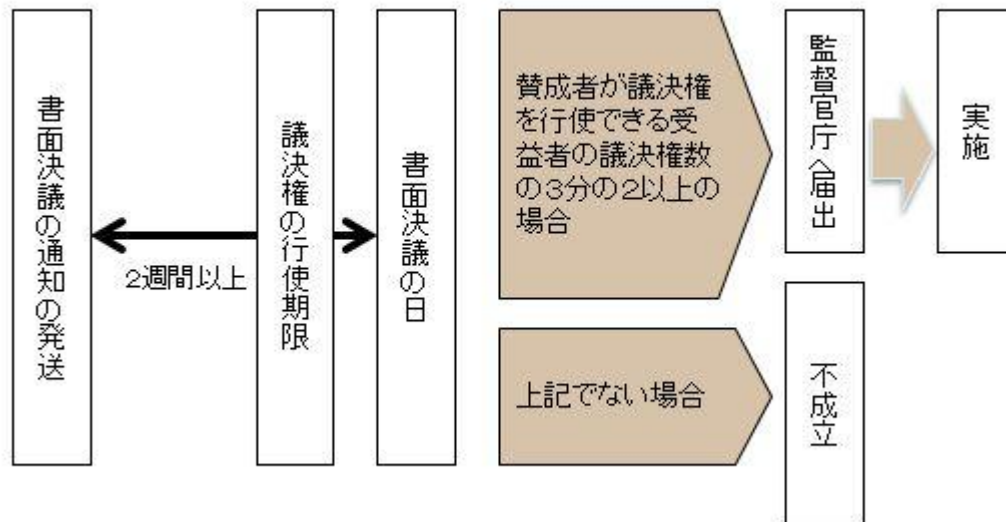
③ 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の 2 週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができると、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

< 書面決議の主な流れ >



- ⑤ 公告
公告は日本経済新聞に掲載します。
- ⑥ 運用報告書の作成
- ・ 委託会社は、年2回（3月、9月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
 - ・ 交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
 - ・ 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。
ホームページ アドレス <http://www.ubs.com/japanfunds/>
- ⑦ 関係法人との契約について
販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限
受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金・償還金受領権
 - ・ 受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
 - ・ ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2) 解約請求権
受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。
- (3) 帳簿閲覧権
受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジあり）

UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジなし）

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2023年3月18日から2023年9月19日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年12月4日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジあり）の2023年3月18日から2023年9月19日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジあり）の2023年9月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、

実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジあり）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

| | 前期 2023年3月17日現在 | 当期 2023年9月19日現在 |
|-----------------|--------------------|--------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 193,303 | 293,112 |
| 投資信託受益証券 | 17,275,844 | 17,733,345 |
| 流動資産合計 | 17,469,147 | 18,026,457 |
| 資産合計 | 17,469,147 | 18,026,457 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 84 | 116 |
| 未払受託者報酬 | 2,332 | 2,489 |
| 未払委託者報酬 | 41,835 | 44,968 |
| その他未払費用 | 3,726 | 3,573 |
| 流動負債合計 | 47,977 | 51,146 |
| 負債合計 | 47,977 | 51,146 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 19,706,545 | 19,705,957 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金(△) | △2,285,375 | △1,730,646 |
| (分配準備積立金) | 3,254,290 | 3,940,095 |
| 元本等合計 | 17,421,170 | 17,975,311 |
| 純資産合計 | 17,421,170 | 17,975,311 |
| 負債純資産合計 | 17,469,147 | 18,026,457 |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 前期 | | 当期 | |
|---|------------------------------|------------|------------------------------|------------|
| | 自 2022年9月21日 至 2023年3月17日 | | 自 2023年3月18日 至 2023年9月19日 | |
| 営業収益 | | | | |
| 受取配当金 | | 555,853 | | 766,984 |
| 有価証券売買等損益 | | △707,470 | | △110,083 |
| 営業収益合計 | | △151,617 | | 656,901 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払利息 | | 29 | | 5 |
| 受託者報酬 | | 4,678 | | 4,970 |
| 委託者報酬 | | 84,060 | | 89,656 |
| その他費用 | | 7,416 | | 7,644 |
| 営業費用合計 | | 96,183 | | 102,275 |
| 営業利益又は営業損失(△) | | △247,800 | | 554,626 |
| 経常利益又は経常損失(△) | | △247,800 | | 554,626 |
| 当期純利益又は当期純損失(△) | | △247,800 | | 554,626 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△) | | △4,144 | | 12 |
| 期首剰余金又は期首欠損金(△) | | △2,062,829 | | △2,285,375 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 21,556 | | 360 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 21,556 | | 360 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 446 | | 245 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 446 | | 245 |
| 分配金 | | - | | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金(△) | | △2,285,375 | | △1,730,646 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |
| 2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | (1) 特定期間末日の取扱い 2023年9月17日および18日が休日のため、当特定期間末日を2023年9月19日としております。このため、当特定期間は186日となっております。 (2) 金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 前期 | 当期 |
|--|--|--|
| | 2023年3月17日現在 | 2023年9月19日現在 |
| 1. 特定期間末日における受益権の総数 | 19,706,545口 | 19,705,957口 |
| 2. 元本の欠損 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,285,375円です。 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,730,646円です。 |
| 3. 特定期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 0.8840円 (8,840円) | 0.9122円 (9,122円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 前期 自 2022年9月21日 至 2023年3月17日 | | 当期 自 2023年3月18日 至 2023年9月19日 | |
|------------------------------------|------------|------------------------------------|------------|
| 分配金の計算過程 | | 分配金の計算過程 | |
| 自 2022年9月21日 至 2022年12月19日 | | 自 2023年3月18日 至 2023年6月19日 | |
| A 費用控除後の配当等収益額 | 174,261円 | A 費用控除後の配当等収益額 | 356,587円 |
| B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | 0円 | B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | 0円 |
| C 収益調整金額 | 694,583円 | C 収益調整金額 | 694,364円 |
| D 分配準備積立金額 | 2,797,896円 | D 分配準備積立金額 | 3,254,018円 |
| E 当ファンドの分配対象収益額 | 3,666,740円 | E 当ファンドの分配対象収益額 | 4,304,969円 |
| F 10,000口当たり収益分配対象額 | 1,858円 | F 10,000口当たり収益分配対象額 | 2,184円 |
| G 10,000口当たり分配金額 | 0円 | G 10,000口当たり分配金額 | 0円 |
| H 収益分配金金額 | 0円 | H 収益分配金金額 | 0円 |
| 自 2022年12月20日 至 2023年3月17日 | | 自 2023年6月20日 至 2023年9月19日 | |
| A 費用控除後の配当等収益額 | 285,243円 | A 費用控除後の配当等収益額 | 329,772円 |
| B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | 0円 | B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | 0円 |
| C 収益調整金額 | 694,240円 | C 収益調整金額 | 694,700円 |
| D 分配準備積立金額 | 2,969,047円 | D 分配準備積立金額 | 3,610,323円 |
| E 当ファンドの分配対象収益額 | 3,948,530円 | E 当ファンドの分配対象収益額 | 4,634,795円 |
| F 10,000口当たり収益分配対象額 | 2,003円 | F 10,000口当たり収益分配対象額 | 2,351円 |
| G 10,000口当たり分配金額 | 0円 | G 10,000口当たり分配金額 | 0円 |
| H 収益分配金金額 | 0円 | H 収益分配金金額 | 0円 |

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 前期 自 2022 年 9 月 21 日 至 2023 年 3 月 17 日 | 当期 自 2023 年 3 月 18 日 至 2023 年 9 月 19 日 |
|--------------------------|---|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。 | 同左 |
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債、転換証券、為替予約取引です。これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。 | 同左 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。 | 同左 |

II. 金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 前期 | 当期 |
|---------------------------------------|--|--|
| | 2023年3月17日現在 | 2023年9月19日現在 |
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 | 金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |
| 2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 | <p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p> | <p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3) デリバティブ取引 同左</p> |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類 | 前期 | 当期 |
|----------|----------------------------|----------------------------|
| | 2023年3月17日現在 | 2023年9月19日現在 |
| | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円) | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円) |
| 投資信託受益証券 | 12,524 | △247,239 |
| 合計 | 12,524 | △247,239 |

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

| 項目 | 前期 | 当期 |
|-----------|----------------------------|----------------------------|
| | 自2022年9月21日 至2023年3月17日 | 自2023年3月18日 至2023年9月19日 |
| 元本の推移 | | |
| 期首元本額 | 19,899,891円 | 19,706,545円 |
| 期中追加設定元本額 | 3,914円 | 2,646円 |
| 期中一部解約元本額 | 197,260円 | 3,234円 |

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額(円) | 備考 |
|----------|-----------------------------------|------------|------------|----|
| 投資信託受益証券 | U B S 短期円金利ファンド (適格機関投資家向け) | 1,000,000 | 989,100 | |
| | UBS (CAY) グローバル CB ファンド (円ヘッジクラス) | 22,654,912 | 16,744,245 | |
| 合計 | | 23,654,912 | 17,733,345 | |

(注) 投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年12月4日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジなし）の2023年3月18日から2023年9月19日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジなし）の2023年9月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、

実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジなし）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

| | 前期 2023年3月17日現在 | 当期 2023年9月19日現在 |
|-----------------|--------------------|--------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 2,896,230 | 4,605,001 |
| 投資信託受益証券 | 109,994,458 | 115,205,566 |
| 流動資産合計 | 112,890,688 | 119,810,567 |
| 資産合計 | 112,890,688 | 119,810,567 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | - | 2,761,035 |
| 未払受託者報酬 | 14,979 | 16,441 |
| 未払委託者報酬 | 269,579 | 295,911 |
| 未払利息 | 8 | 13 |
| その他未払費用 | 24,390 | 24,072 |
| 流動負債合計 | 308,956 | 3,097,472 |
| 負債合計 | 308,956 | 3,097,472 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 113,220,790 | 110,441,426 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △639,058 | 6,271,669 |
| （分配準備積立金） | 14,499,748 | 11,961,344 |
| 元本等合計 | 112,581,732 | 116,713,095 |
| 純資産合計 | 112,581,732 | 116,713,095 |
| 負債純資産合計 | 112,890,688 | 119,810,567 |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 前期 | | 当期 | |
|---|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | 自 2022年 9月 21日 | 至 2023年 3月 17日 | 自 2023年 3月 18日 | 至 2023年 9月 19日 |
| 営業収益 | | | | |
| 受取配当金 | | 2,728,253 | | 3,761,685 |
| 有価証券売買等損益 | | △5,165,738 | | 9,518,823 |
| 営業収益合計 | | △2,437,485 | | 13,280,508 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払利息 | | 774 | | 802 |
| 受託者報酬 | | 30,524 | | 32,845 |
| 委託者報酬 | | 549,363 | | 591,094 |
| その他費用 | | 49,083 | | 51,299 |
| 営業費用合計 | | 629,744 | | 676,040 |
| 営業利益又は営業損失(△) | | △3,067,229 | | 12,604,468 |
| 経常利益又は経常損失(△) | | △3,067,229 | | 12,604,468 |
| 当期純利益又は当期純損失(△) | | △3,067,229 | | 12,604,468 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△) | | △135,812 | | 143,733 |
| 期首剰余金又は期首欠損金(△) | | 2,361,789 | | △639,058 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 19,951 | | 72,524 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 1,491 | | 17,362 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 18,460 | | 55,162 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 89,381 | | 84,163 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 89,381 | | 84,163 |
| 分配金 | | - | | 5,538,369 |
| 期末剰余金又は期末欠損金(△) | | △639,058 | | 6,271,669 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |
| 2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | (1) 特定期間末日の取扱い 2023年9月17日および18日が休日のため、当特定期間末日を2023年9月19日としております。このため、当特定期間は186日となっております。 (2) 金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | | 前期 2023年3月17日現在 | 当期 2023年9月19日現在 |
|----|-------------------------------------|--|----------------------|
| 1. | 特定期間末日における受益権の総数 | 113,220,790口 | 110,441,426口 |
| 2. | 元本の欠損 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は639,058円です。 | — |
| 3. | 特定期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 0.9944円 (9,944円) | 1.0568円 (10,568円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 前期 自 2022年9月21日 至 2023年3月17日 | | 当期 自 2023年3月18日 至 2023年9月19日 | |
|------------------------------------|------------------------------|------------------------------------|------------------------------|
| 分配金の計算過程 | | 分配金の計算過程 | |
| 自 2022年9月21日 至 2022年12月19日 | | 自 2023年3月18日 至 2023年6月19日 | |
| A | 費用控除後の配当等収益額 774,487円 | A | 費用控除後の配当等収益額 1,890,349円 |
| B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 | B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 |
| C | 収益調整金額 1,493,165円 | C | 収益調整金額 1,482,434円 |
| D | 分配準備積立金額 12,428,055円 | D | 分配準備積立金額 14,214,465円 |
| E | 当ファンドの分配対象収益額 14,695,707円 | E | 当ファンドの分配対象収益額 17,587,248円 |
| F | 10,000口当たり収益分配対象額 1,296円 | F | 10,000口当たり収益分配対象額 1,583円 |
| G | 10,000口当たり分配金額 0円 | G | 10,000口当たり分配金額 250円 |
| H | 収益分配金金額 0円 | H | 収益分配金金額 2,777,334円 |
| 自 2022年12月20日 至 2023年3月17日 | | 自 2023年6月20日 至 2023年9月19日 | |
| A | 費用控除後の配当等収益額 1,315,228円 | A | 費用控除後の配当等収益額 1,574,864円 |
| B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 | B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 |
| C | 収益調整金額 1,492,312円 | C | 収益調整金額 1,580,601円 |
| D | 分配準備積立金額 13,184,520円 | D | 分配準備積立金額 13,147,515円 |
| E | 当ファンドの分配対象収益額 15,992,060円 | E | 当ファンドの分配対象収益額 16,302,980円 |
| F | 10,000口当たり収益分配対象額 1,412円 | F | 10,000口当たり収益分配対象額 1,476円 |
| G | 10,000口当たり分配金額 0円 | G | 10,000口当たり分配金額 250円 |
| H | 収益分配金金額 0円 | H | 収益分配金金額 2,761,035円 |

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 前期 自 2022 年 9 月 21 日 至 2023 年 3 月 17 日 | 当期 自 2023 年 3 月 18 日 至 2023 年 9 月 19 日 |
|--------------------------|--|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。 | 同左 |
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債、転換証券です。これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。 | 同左 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。 | 同左 |

II. 金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 前期 2023 年 3 月 17 日現在 | 当期 2023 年 9 月 19 日現在 |
|---------------------------------------|--|---|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 | 金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |
| 2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 | (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 | (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 |

| | | |
|--|--|---|
| | 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記 「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」 に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載 しております。 | 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左 |
|--|--|---|

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類 | 前期 2023年 3月 17日現在 | 当期 2023年 9月 19日現在 |
|----------|----------------------------|----------------------------|
| | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円) | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円) |
| 投資信託受益証券 | △807,467 | 1,353,304 |
| 合計 | △807,467 | 1,353,304 |

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

| 項目 | 前期 自 2022年 9月 21日 至 2023年 3月 17日 | 当期 自 2023年 3月 18日 至 2023年 9月 19日 |
|-----------|--|--|
| | 元本の推移 | |
| 期首元本額 | 117,662,762 円 | 113,220,790 円 |
| 期中追加設定元本額 | 904,686 円 | 1,036,692 円 |
| 期中一部解約元本額 | 5,346,658 円 | 3,816,056 円 |

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額(円) | 備考 |
|----------|------------------------------------|---------------|---------------|----|
| 投資信託受益証券 | U B S 短期円金利ファンド (適格機関投資家向け) | 729, 781 | 721, 826 | |
| | UBS (CAY) グローバル CB ファンド (ノンヘッジクラス) | 101, 009, 123 | 114, 483, 740 | |
| 合計 | | 101, 738, 904 | 115, 205, 566 | |

(注) 投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは国内投資信託「U B S 短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「UBS(CAY)グローバル CB ファンド」（以下「同ファンド」といいます。）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券です。

国内投資信託「U B S 短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「UBS(CAY)グローバル CB ファンド」の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外です。

国内投資信託「U B S 短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）」の状況

ご参考として第9期決算日（2023年9月19日）の状況をご報告申し上げます。

損益及び剰余金計算書

(単位：円)

| | 自 2022年9月21日 至 2023年9月19日 |
|---|------------------------------|
| 営業収益 | |
| 営業収益合計 | - |
| 営業費用 | |
| 支払利息 | 1,502 |
| 受託者報酬 | 663 |
| 委託者報酬 | 65 |
| その他費用 | 40 |
| 営業費用合計 | 2,270 |
| 営業利益又は営業損失(△) | △2,270 |
| 経常利益又は経常損失(△) | △2,270 |
| 当期純利益又は当期純損失(△) | △2,270 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△) | - |
| 期首剰余金又は期首欠損金(△) | △16,721 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | - |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | - |
| 分配金 | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金(△) | △18,991 |

組入資産明細表 (2023年9月19日現在)

2023年9月19日現在、U B S 短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）における組入資産はありません。

ケイマン籍外国投資信託 UBS (CAY) グローバル CB ファンドの運用状況

ご参考として、掲載されている当ファンドの損益計算書及び投資資産の明細は、2022年11月30日現在の現地 Annual Report からの抜粋であり、現地の会計基準に基づき作成され、監査を受けたものです。

損益計算書

2022年11月30日終了年度

円

収益

| | |
|--|---------------------|
| 受取利息 | 221,489,094 |
| 配当収入 | 5,329,744 |
| その他収益 | 283,471 |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産（デリバティブを除く）に係る実現利益（損失） | 18,963,233 |
| デリバティブ金融資産・負債に係る実現利益（損失） | (326,008,829) |
| 外国為替取引に係る実現利益（損失） | 31,387,751 |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産（デリバティブを除く）に係る未実現評価益（評価損）の変動額 | (12,259,353) |
| デリバティブ金融資産・負債に係る未実現評価益（評価損）の変動額 | (37,545,934) |
| 外国為替取引に係る未実現評価益（評価損）の変動額 | 1,480,041 |
| 収益（損失）合計 | <u>(96,880,782)</u> |

費用

| | |
|------------|----------------------|
| 投資管理費用 | 32,378,448 |
| 専門家費用 | 8,905,635 |
| 保管費用 | 7,474,470 |
| 管理費用 | 4,532,986 |
| 名義書換事務代行費用 | 1,266,248 |
| 支払利息 | 1,020,248 |
| 信託費用 | 647,573 |
| 登録費用 | 494,940 |
| 取引手数料 | 558 |
| その他費用 | 9,855 |
| 費用合計 | <u>56,730,961</u> |
| 営業利益（損失） | <u>(153,611,743)</u> |

金融費用

| | |
|-----------------------|----------------------|
| 解約可能受益者への分配金 | <u>(322,386,210)</u> |
| 解約可能受益者に属する税引前純資産の増減額 | <u>(475,997,953)</u> |
| 配当金に係る源泉徴収税 | <u>(5,680,395)</u> |
| 解約可能受益者に属する純資産の増減額 | <u>(481,678,348)</u> |

2022年11月30日現在の投資資産

| 通貨 | 額面 | 銘柄 | 対純資産比率 (%) | 評価額 |
|-----|-----------|--------------------------------------|------------|--------------------|
| | | 固定利付証券 (94.2%) | | |
| | | オーストラリア (2.1%) | | |
| | | 転換社債 (2.1%) | | |
| | | DEXUS Finance Pty Ltd. | | |
| AUD | 600,000 | 3.50% due 11/24/27 | 1.0 | ¥ 57,555,808 |
| | | Seven Group Holdings, Ltd. | | |
| AUD | 700,000 | 2.20% due 03/05/25 | 1.1 | 66,174,727 |
| | | 転換社債合計 | | <u>123,730,535</u> |
| | | オーストラリア合計 | | <u>123,730,535</u> |
| | | オーストリア (1.1%) | | |
| | | 転換社債 (1.1%) | | |
| | | ams AG | | |
| EUR | 600,000 | 0.00% due 03/05/25 | 1.1 | 63,437,960 |
| | | 転換社債合計 | | <u>63,437,960</u> |
| | | オーストリア合計 | | <u>63,437,960</u> |
| | | ベルギー (1.9%) | | |
| | | 転換社債 (1.9%) | | |
| | | BNP Paribas Fortis SA | | |
| EUR | 500,000 | 3.03% | 0.9 | 56,393,361 |
| | | Mithra Pharmaceuticals S.A. | | |
| EUR | 600,000 | 4.25% due 12/17/25 | 1.0 | 56,936,748 |
| | | 転換社債合計 | | <u>113,330,109</u> |
| | | ベルギー合計 | | <u>113,330,109</u> |
| | | バミューダ (0.8%) | | |
| | | 転換社債 (0.8%) | | |
| | | SFL Corp. Ltd. | | |
| USD | 350,000 | 4.88% due 05/01/23 | 0.8 | 47,911,058 |
| | | 転換社債合計 | | <u>47,911,058</u> |
| | | バミューダ合計 | | <u>47,911,058</u> |
| | | ヴァージン諸島 (2.0%) | | |
| | | 転換社債 (2.0%) | | |
| | | Sail Vantage Ltd. | | |
| HKD | 5,000,000 | 0.00% due 01/13/27 | 1.2 | 74,324,199 |
| | | Universe Trek Ltd. | | |
| USD | 400,000 | 0.00% due 06/15/26 | 0.8 | 46,522,635 |
| | | 転換社債合計 | | <u>120,846,834</u> |
| | | ヴァージン諸島合計 | | <u>120,846,834</u> |
| | | ケイマン諸島 (5.1%) | | |
| | | 転換社債 (5.1%) | | |
| | | Farfetch Ltd. | | |
| USD | 500,000 | 3.75% due 05/01/27 | 1.1 | 66,609,341 |
| | | Hansoh Pharmaceutical Group Co. Ltd. | | |
| USD | 400,000 | 0.00% due 01/22/26 | 0.9 | 50,932,099 |
| | | Meituan | | |
| USD | 600,000 | 0.00% due 04/27/28 | 1.1 | 66,100,097 |
| | | Microport Scientific Corp. | | |
| USD | 600,000 | 0.00% due 06/11/26 | 1.0 | 58,732,385 |

| 通貨 | 額面 | 銘柄 | 対純資産比率 (%) | 評価額 |
|-----|-----------|--|------------|--------------|
| USD | 460,000 | Pinduoduo, Inc. 0.00% due 12/01/25 | 1.0 | ¥ 60,337,095 |
| | | 転換社債合計 | | 302,711,017 |
| | | ケイマン諸島合計 | | 302,711,017 |
| | | 中国 (3.6%) 転換社債 (3.6%) | | |
| HKD | 4,000,000 | China Conch Venture Holdings International, Ltd. 0.00% due 09/05/23 | 1.3 | 76,013,589 |
| CNH | 4,000,000 | Pharmaron Beijing Co. Ltd. 0.00% due 06/18/26 | 1.2 | 71,310,965 |
| HKD | 4,000,000 | Zhou Hei Ya International Holdings Co. Ltd. 1.00% due 11/05/25 | 1.1 | 66,869,075 |
| | | 転換社債合計 | | 214,193,629 |
| | | 中国合計 | | 214,193,629 |
| | | キプロス (0.8%) 転換社債 (0.8%) | | |
| USD | 600,000 | Ozon Holdings PLC 1.88% due 02/24/26 | 0.8 | 48,225,023 |
| | | 転換社債合計 | | 48,225,023 |
| | | キプロス合計 | | 48,225,023 |
| | | フランス (11.2%) 転換社債 (11.2%) | | |
| | | Air France-KLM | | |
| EUR | 400,000 | 6.50% | 1.0 | 57,625,098 |
| EUR | 600,000 | Bigben Interactive 1.13% due 02/19/26 | 1.1 | 62,525,510 |
| EUR | 700,000 | Edenred 0.00% due 06/14/28 | 1.1 | 67,046,385 |
| EUR | 700,000 | Fnac Darty S.A. 0.25% due 03/23/27 | 1.1 | 63,814,296 |
| EUR | 872,000 | Korian S.A. 0.88% due 03/06/27 | 0.9 | 53,251,860 |
| EUR | 1,330,000 | 1.88% | 1.0 | 60,193,627 |
| EUR | 1,070,000 | Maisons du Monde S.A. 0.13% due 12/06/23 | 1.2 | 70,728,178 |
| EUR | 300,000 | Neoen S.A. 2.88% due 09/14/27 | 0.7 | 44,448,576 |
| EUR | 750,000 | Nexity S.A. 0.25% due 03/02/25 | 1.0 | 62,036,289 |
| EUR | 400,000 | Ubisoft Entertainment S.A. 2.38% due 11/15/28 | 1.0 | 59,890,114 |
| EUR | 1,560,000 | Volitalia S.A. 1.00% due 01/13/25 | 1.1 | 62,544,970 |
| | | 転換社債合計 | | 664,104,903 |
| | | フランス合計 | | 664,104,903 |
| | | ドイツ (9.1%) 転換社債 (9.1%) | | |
| | | Delivery Hero SE | | |
| EUR | 600,000 | 1.50% due 01/15/28 | 1.0 | 57,121,492 |
| EUR | 600,000 | 2.13% due 03/10/29 | 0.9 | 54,367,740 |
| EUR | 200,000 | Deutsche Lufthansa AG 2.00% due 11/17/25 | 0.5 | 30,318,641 |

| 通貨 | 額面 | 銘柄 | 対純資産比率 (%) | | 評価額 |
|-----|---------|--|------------|---|--------------------|
| EUR | 400,000 | Duerr AG 0.75% due 01/15/26 | 1.1 | ¥ | 62,919,703 |
| EUR | 500,000 | LEG Immobilien AG 0.40% due 06/30/28 | 0.9 | | 54,828,556 |
| EUR | 400,000 | MBT Systems GmbH 3.50% due 07/08/27 | 1.1 | | 66,810,543 |
| EUR | 500,000 | MorphoSys AG 0.63% due 10/16/25 | 0.6 | | 34,849,854 |
| EUR | 500,000 | RAG-Stiftung 0.00% due 06/17/26 | 1.1 | | 65,836,912 |
| EUR | 500,000 | TAG Immobilien AG 0.63% due 08/27/26 | 0.9 | | 50,718,105 |
| EUR | 500,000 | Zalando SE 0.63% due 08/06/27 | 1.0 | | 58,068,712 |
| | | 転換社債合計 | | | 535,840,258 |
| | | ドイツ合計 | | | 535,840,258 |
| | | 香港 (3.2%) | | | |
| | | 転換社債 (3.2%) | | | |
| USD | 400,000 | China Overseas Finance Investment Cayman V, Ltd. 0.00% due 01/05/23 | 1.1 | | 67,062,923 |
| USD | 400,000 | Lenovo Group Ltd. 2.50% due 08/26/29 | 0.9 | | 53,332,187 |
| EUR | 500,000 | Sino Biopharmaceutical Ltd. 0.00% due 02/17/25 | 1.2 | | 70,432,793 |
| | | 転換社債合計 | | | 190,827,903 |
| | | 香港合計 | | | 190,827,903 |
| | | アイルランド (1.1%) | | | |
| | | 転換社債 (1.1%) | | | |
| EUR | 500,000 | Glanbia Co.-operative Society Ltd. 1.88% due 01/27/27 | 1.1 | | 64,116,018 |
| | | 転換社債合計 | | | 64,116,018 |
| | | アイルランド合計 | | | 64,116,018 |
| | | イタリア (3.1%) | | | |
| | | 転換社債 (3.1%) | | | |
| EUR | 500,000 | DiaSorin SpA 0.00% due 05/05/28 | 1.0 | | 62,019,154 |
| EUR | 600,000 | Nexi SpA 0.00% due 02/24/28 | 1.1 | | 62,748,387 |
| EUR | 400,000 | Prismian SpA 0.00% due 02/02/26 | 1.0 | | 58,664,358 |
| | | 転換社債合計 | | | 183,431,899 |
| | | イタリア合計 | | | 183,431,899 |
| | | ジャージー、チャンネル諸島 (0.9%) | | | |
| | | 転換社債 (0.9%) | | | |
| GBP | 500,000 | Cornwall Jersey Ltd. 0.75% due 04/16/26 | 0.9 | | 52,553,847 |
| | | 転換社債合計 | | | 52,553,847 |
| | | ジャージー、チャンネル諸島合計 | | | 52,553,847 |
| | | ルクセンブルク (4.9%) | | | |
| | | 転換社債 (4.9%) | | | |
| EUR | 400,000 | Eliott Capital Sarl 0.00% due 12/30/22 | 1.0 | | 57,234,411 |

| 通貨 | 額面 | 銘柄 | 対純資産比率 (%) | 評価額 |
|-----|------------|--|------------|--------------------|
| EUR | 400,000 | European TopSoho S. a. r. l. 土 4.00% due 09/21/21 | 0.8 | ¥ 48,850,300 |
| EUR | 600,000 | Global Fashion Group S.A. 1.25% due 03/15/28 | 1.1 | 63,628,952 |
| GBP | 500,000 | IWG International Holdings 0.50% due 12/09/27 | 1.0 | 61,211,730 |
| EUR | 400,000 | Klockner & Co. Financial Services SA 2.00% due 09/08/23 | 1.0 | 56,881,344 |
| | | 転換社債合計 | | 287,806,737 |
| | | ルクセンブルク合計 | | 287,806,737 |
| | | マルタ (0.8%) 転換社債 (0.8%) | | |
| GBP | 300,000 | Brait PLC 6.50% due 12/04/24 | 0.8 | 45,522,184 |
| HKD | 10,000,000 | REXLot Holdings, Ltd. 土 4.50% due 04/17/19 | 0.0 | 2,594,078 |
| | | 転換社債合計 | | 48,116,262 |
| | | マルタ合計 | | 48,116,262 |
| | | モーリシャス (1.1%) 転換社債 (1.1%) | | |
| USD | 600,000 | HTA Group Ltd. 2.88% due 03/18/27 | 1.1 | 65,262,857 |
| | | 転換社債合計 | | 65,262,857 |
| | | モーリシャス合計 | | 65,262,857 |
| | | オランダ (10.0%) 転換社債 (10.0%) | | |
| EUR | 500,000 | Basic-Fit NV 1.50% due 06/17/28 | 1.0 | 56,897,162 |
| EUR | 400,000 | COSMO Pharmaceuticals NV 2.50% due 12/05/23 | 0.9 | 54,349,694 |
| CHF | 400,000 | Dufry One BV 0.75% due 03/30/26 | 0.8 | 48,059,463 |
| USD | 600,000 | ELM BV for Swiss Re, Ltd. 3.25% due 06/13/24 | 1.4 | 85,113,817 |
| EUR | 400,000 | Encavis Finance BV 1.88% | 1.0 | 59,762,833 |
| EUR | 700,000 | Just Eat Takeaway.com NV 0.63% due 02/09/28 | 1.2 | 67,341,489 |
| EUR | 600,000 | 1.25% due 04/30/26 | 1.1 | 66,781,727 |
| EUR | 500,000 | Pharming Group NV 3.00% due 01/21/25 | 1.1 | 66,512,557 |
| EUR | 400,000 | Shop Apotheke Europe NV 0.00% due 01/21/28 | 0.7 | 38,011,280 |
| CHF | 389,000 | ZUR Rose Finance BV 6.88% due 09/15/26 | 0.8 | 45,578,427 |
| | | 転換社債合計 | | 588,408,449 |
| | | オランダ合計 | | 588,408,449 |
| | | ニュージーランド (1.1%) 転換社債 (1.1%) | | |
| USD | 600,000 | Xero Investments Ltd. 0.00% due 12/02/25 | 1.1 | 65,011,685 |
| | | 転換社債合計 | | 65,011,685 |
| | | ニュージーランド合計 | | 65,011,685 |

| 通貨 | 額面 | 銘柄 | 対純資産比率 (%) | 評価額 |
|-----|-----------|---|------------|--------------|
| | | ノルウェー (0.8%) | | |
| | | 転換社債 (0.8%) | | |
| | | BW Offshore Ltd. | | |
| USD | 400,000 | 2.50% due 11/12/24 | 0.8 | ¥ 48,320,468 |
| | | 転換社債合計 | | 48,320,468 |
| | | ノルウェー合計 | | 48,320,468 |
| | | シンガポール (1.7%) | | |
| | | 転換社債 (1.7%) | | |
| | | Keppel REIT | | |
| SGD | 750,000 | 1.90% due 04/10/24 | 1.2 | 72,555,094 |
| | | Singapore Airlines Ltd. | | |
| SGD | 250,000 | 1.63% due 12/03/25 | 0.5 | 26,310,768 |
| | | 転換社債合計 | | 98,865,862 |
| | | シンガポール合計 | | 98,865,862 |
| | | スペイン (3.0%) | | |
| | | 転換社債 (3.0%) | | |
| | | Cellnex Telecom S.A. | | |
| EUR | 600,000 | 0.75% due 11/20/31 | 1.1 | 64,645,886 |
| | | Corp. Economica Delta S.A. | | |
| EUR | 400,000 | 1.00% due 12/01/23 | 0.9 | 55,436,469 |
| | | Ence Energia y Celulosa S.A. | | |
| EUR | 400,000 | 1.25% due 03/05/23 | 1.0 | 57,103,699 |
| | | 転換社債合計 | | 177,186,054 |
| | | スペイン合計 | | 177,186,054 |
| | | スイス (2.5%) | | |
| | | 転換社債 (2.5%) | | |
| | | Basilea Pharmaceutica AG | | |
| CHF | 120,000 | 3.25% due 07/28/27 | 0.3 | 17,645,530 |
| | | Idorsia Ltd. | | |
| CHF | 800,000 | 2.13% due 08/04/28 | 1.4 | 81,068,094 |
| | | Santhera Pharmaceuticals Holding AG | | |
| CHF | 459,000 | 7.50% due 08/17/24 | 0.8 | 47,214,332 |
| | | 転換社債合計 | | 145,927,956 |
| | | スイス合計 | | 145,927,956 |
| | | アラブ首長国連邦 (2.8%) | | |
| | | 転換社債 (2.8%) | | |
| | | Abu Dhabi National Oil Co. | | |
| USD | 600,000 | 0.70% due 06/04/24 | 1.3 | 78,114,490 |
| | | Borr Drilling, Ltd. | | |
| USD | 400,000 | 3.88% due 05/23/23 | 0.9 | 53,862,439 |
| | | NMC Health Jersey, Ltd. 土 | | |
| USD | 1,000,000 | 1.88% due 04/30/25 | 0.6 | 34,884,999 |
| | | 転換社債合計 | | 166,861,928 |
| | | アラブ首長国連邦合計 | | 166,861,928 |
| | | イギリス (7.0%) | | |
| | | 転換社債 (7.0%) | | |
| | | African Minerals, Ltd. 土 | | |
| USD | 1,200,000 | 8.50% due 02/10/17 | 0.0 | 1,674,480 |
| | | Capital & Counties Properties PLC | | |
| GBP | 500,000 | 2.00% due 03/30/26 | 1.1 | 67,011,349 |
| | | Derwent London Capital No 3 Jersey Ltd. | | |
| GBP | 400,000 | 1.50% due 06/12/25 | 1.0 | 59,208,133 |

| 通貨 | 額面 | 銘柄 | 対純資産比率 (%) | 評価額 |
|-----|---------|---------------------------------------|------------|------------------------|
| | | JET2 PLC | | |
| GBP | 400,000 | 1.63% due 06/10/26 | 1.0 | ¥ 57,538,458 |
| | | PHP Finance Jersey NO 2 Ltd. | | |
| GBP | 400,000 | 2.88% due 07/15/25 | 1.1 | 62,120,060 |
| | | Sirius Minerals Finance NO 2 Ltd. | | |
| USD | 400,000 | 5.00% due 05/23/27 | 1.2 | 72,980,129 |
| | | Stobart Finance PLC | | |
| GBP | 346,000 | 2.75% due 05/08/24 | 0.7 | 39,673,377 |
| | | Trainline PLC | | |
| GBP | 400,000 | 1.00% due 01/14/26 | 0.9 | 54,853,679 |
| | | 転換社債合計 | | 415,059,665 |
| | | イギリス合計 | | 415,059,665 |
| | | アメリカ (12.5%) | | |
| | | 転換社債 (12.5%) | | |
| | | Ares Capital Corp. | | |
| USD | 400,000 | 4.63% due 03/01/24 | 1.0 | 60,839,439 |
| | | Blackstone Mortgage Trust, Inc. | | |
| USD | 522,000 | 5.50% due 03/15/27 | 1.1 | 64,099,093 |
| | | Coupa Software, Inc. | | |
| USD | 482,000 | 0.38% due 06/15/26 | 1.0 | 58,985,510 |
| | | DISH Network Corp. | | |
| USD | 645,000 | 3.38% due 08/15/26 | 1.0 | 58,277,136 |
| | | Guardant Health, Inc. | | |
| USD | 618,000 | 0.00% due 11/15/27 | 1.1 | 62,317,163 |
| | | Intercept Pharmaceuticals, Inc. | | |
| USD | 200,000 | 3.25% due 07/01/23 | 0.5 | 26,948,235 |
| | | John Bean Technologies Corp. | | |
| USD | 500,000 | 0.25% due 05/15/26 | 1.0 | 59,688,234 |
| | | Liberty Interactive LLC | | |
| USD | 813,000 | 4.00% due 11/15/29 | 0.6 | 38,571,646 |
| | | Liberty Media Corp. | | |
| USD | 400,000 | 2.13% due 03/31/48 | 0.9 | 53,025,199 |
| | | Ligand Pharmaceuticals, Inc. | | |
| USD | 300,000 | 0.75% due 05/15/23 | 0.7 | 40,344,502 |
| | | Prospect Capital Corp. | | |
| USD | 388,000 | 6.38% due 03/01/25 | 0.9 | 55,024,026 |
| | | Redfin Corp. | | |
| USD | 750,000 | 0.00% due 10/15/25 | 1.1 | 62,269,724 |
| | | Spirit Airlines, Inc. | | |
| USD | 510,000 | 1.00% due 05/15/26 | 1.0 | 58,497,958 |
| | | Western Digital Corp. | | |
| USD | 280,000 | 1.50% due 02/01/24 | 0.6 | 37,176,246 |
| | | 転換社債合計 | | 736,064,111 |
| | | アメリカ合計 | | 736,064,111 |
| | | 固定利付証券合計 (Cost ¥5,927,651,245) | | ¥ 5,568,153,027 |
| | | 優先株式 (1.4%) | | |
| | | アメリカ (1.4%) | | |
| | | 銀行 (1.4%) | | |
| USD | 500 | Wells Fargo & Co. 7.50% | 1.4 | 82,677,448 |
| | | アメリカ合計 (Cost ¥67,958,848) | | 82,677,448 |
| | | 優先株式合計 (Cost ¥67,958,848) | | ¥ 82,677,448 |

2022年11月30日時点の未決済為替予約取引（対純資産比率－0.1％）

| 買 | 相手方 | 約定金額 | 予約期日 | 売 | 約定金額 | 未実現評価益 | 未実現評価損 | 未実現純益(純損) | |
|-----|---------------------|-------------|------------|-----|-----------|--------|--------------------|-----------------------|--------------------|
| | JPMorgan Chase Bank | | | | | | | | |
| JPY | NA | 21,494,024 | 01/06/2023 | CNY | 1,127,200 | ¥ | — ¥ | (478,686) ¥ | (478,686) |
| | JPMorgan Chase Bank | | | | | | | | |
| JPY | NA | 85,013,261 | 01/06/2023 | HKD | 4,846,200 | | — | (1,150,596) | (1,150,596) |
| | JPMorgan Chase Bank | | | | | | | | |
| JPY | NA | 590,342,626 | 01/06/2023 | USD | 4,307,100 | | — | (7,616,558) | (7,616,558) |
| | JPMorgan Chase Bank | | | | | | | | |
| JPY | NA | 27,791,991 | 01/06/2023 | SGD | 278,500 | | — | (430,546) | (430,546) |
| JPY | Morgan Stanley | 823,318,429 | 01/06/2023 | EUR | 5,730,400 | | 1,520,064 | — | 1,520,064 |
| | Standard Chartered | | | | | | | | |
| JPY | Bank | 168,414,360 | 01/06/2023 | GBP | 1,015,200 | | 334,890 | — | 334,890 |
| JPY | UBS AG | 92,027,412 | 01/06/2023 | CHF | 629,700 | | — | (195,787) | (195,787) |
| JPY | UBS AG | 42,340,364 | 01/06/2023 | AUD | 460,500 | | — | (544,717) | (544,717) |
| | Brown Brothers | | | | | | | | |
| USD | Harriman & Co. | 45,300 | 01/06/2023 | JPY | 6,294,136 | | — | (5,090) | (5,090) |
| | | | | | | ¥ | <u>1,854,954</u> ¥ | <u>(10,421,980)</u> ¥ | <u>(8,567,026)</u> |

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2023年9月29日現在です。

【UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジあり）】

【純資産額計算書】

| | |
|---------------------|-------------|
| I 資産総額 | 17,816,611円 |
| II 負債総額 | 5,579円 |
| III 純資産総額（I－II） | 17,811,032円 |
| IV 発行済口数 | 19,705,701口 |
| V 1口当たり純資産額（III／IV） | 0.9039円 |

【UBSグローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジなし）】

【純資産額計算書】

| | |
|---------------------|--------------|
| I 資産総額 | 116,960,916円 |
| II 負債総額 | 35,837円 |
| III 純資産総額（I－II） | 116,925,079円 |
| IV 発行済口数 | 110,905,365口 |
| V 1口当たり純資産額（III／IV） | 1.0543円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

| | |
|------------------------|----------------|
| 2023年9月末現在の委託会社の資本金の額： | 2,200,000,000円 |
| 委託会社が発行する株式総数： | 86,400株 |
| 発行済株式総数： | 21,600株 |
| 最近5年間における資本金の額の増減： | 該当事項はありません。 |

(2) 委託会社等の機構

① 経営体制

(取締役会)

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

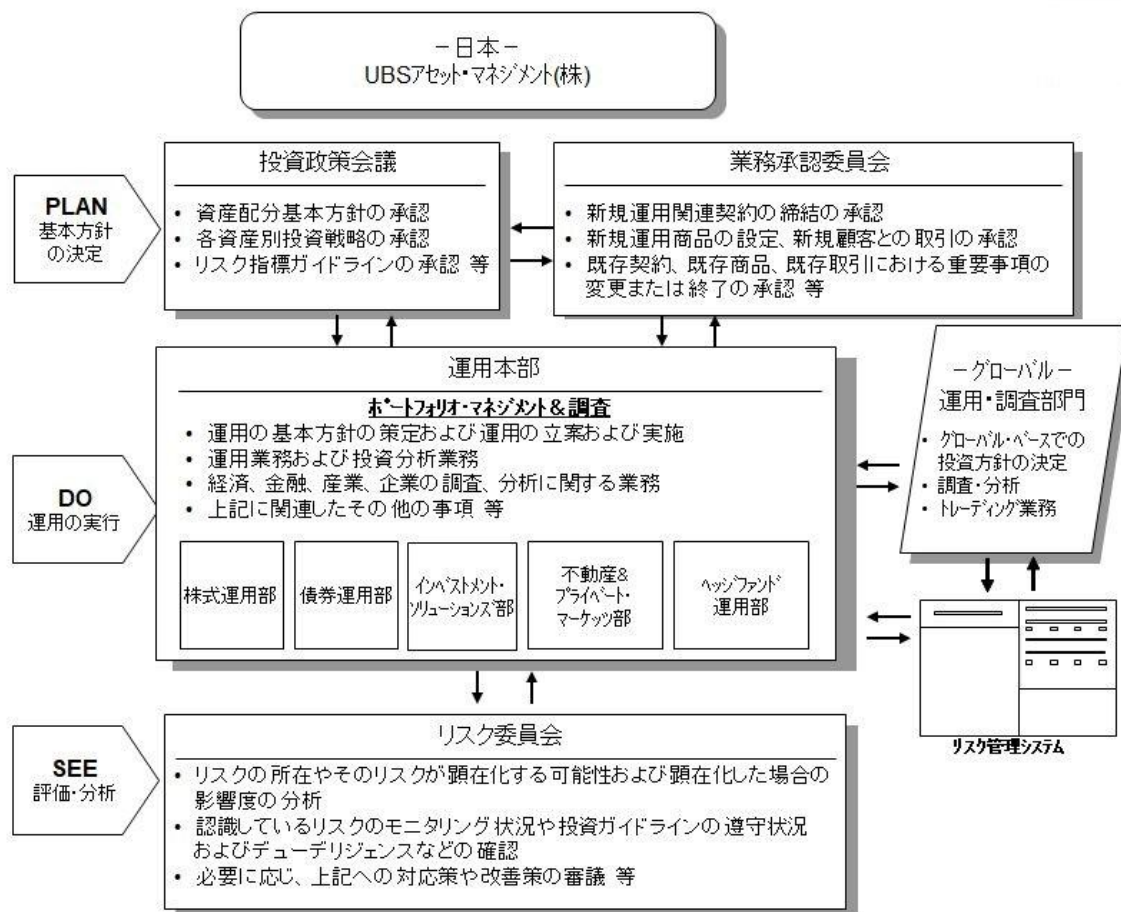
(代表取締役および役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

② 投資運用の意思決定機構



※2023年9月末現在

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は 2023 年 9 月末現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

| ファンドの種類 | 本数 | 純資産総額（百万円） |
|-----------|-----|------------|
| 単位型株式投資信託 | 45 | 50,098 |
| 追加型株式投資信託 | 74 | 452,647 |
| 合計 | 119 | 502,746 |

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。また、記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 38 条及び第 57 条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）により作成しております。

また中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当事業年度（2022 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日まで）の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

当社は、「金融商品取引法」第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当中間会計期間（2023 年 1 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日まで）の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年3月17日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

| | | |
|--------------------|-------|--------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 高木 竜二 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 川井 恵一郎 |

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているUBSアセット・マネジメント株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSアセット・マネジメント株式会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2023年9月13日

UBSアセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高木 竜二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川井 恵一郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているUBSアセット・マネジメント株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、UBSアセット・マネジメント株式会社の2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役への責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役への責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(1)【貸借対照表】

| 期別 | | 前事業年度 (2021年12月31日) | | 当事業年度 (2022年12月31日) | | |
|--------|--|------------------------|----------|------------------------|------------|-----------|
| | | 科目 | 注記 番号 | 内訳 | 金額 (千円) | 内訳 |
| (資産の部) | | | | | | |
| 流動資産 | | | | | | |
| | | *1 | | 1,837,119 | | 2,704,703 |
| | | *1 | | 87,369 | | 81,110 |
| | | | | 916,695 | | 678,328 |
| | | *1 | | 1,025,834 | | 912,466 |
| | | *1 | | 735,209 | | 749,743 |
| | | | | 11,475 | | 15,574 |
| | | | | 211,609 | | - |
| | | | | 272,984 | | - |
| | | | | 3,577 | | 5,300 |
| | | | 流動資産計 | 5,101,875 | | 5,147,228 |
| 固定資産 | | | | | | |
| | | | | 437,495 | | 408,284 |
| | | | | 68,195 | | 55,333 |
| | | | | 349,300 | | 332,950 |
| | | | | 20,000 | | 20,000 |
| | | | 固定資産計 | 437,495 | | 408,284 |
| 資産合計 | | | | 5,539,371 | | 5,555,513 |

| 期別 | | 前事業年度 (2021年12月31日) | | 当事業年度 (2022年12月31日) | |
|----------|----|------------------------|-----------|------------------------|------------|
| | | 科目 | 注記 番号 | 内訳 | 金額 (千円) |
| (負債の部) | | | | | |
| 流動負債 | | | | | |
| 預り金 | | | 63,801 | | 63,740 |
| 未払費用 | *1 | | 1,510,312 | | 1,420,982 |
| 未払消費税 | | | - | | 53,036 |
| 未払法人税等 | | | 9,727 | | 173,897 |
| 賞与引当金 | | | 775,367 | | 714,825 |
| その他 | | | 7,176 | | 7,235 |
| | | 流動負債計 | 2,366,384 | | 2,433,716 |
| 固定負債 | | | | | |
| 退職給付引当金 | | | 2,312 | | 3,521 |
| | | 固定負債計 | 2,312 | | 3,521 |
| 負債合計 | | | 2,368,697 | | 2,437,237 |
| (純資産の部) | | | | | |
| 株主資本 | | | | | |
| 資本金 | | | 3,170,673 | | 3,118,275 |
| 利益剰余金 | | | 2,200,000 | | 2,200,000 |
| 利益準備金 | | 550,000 | 970,673 | 550,000 | 918,275 |
| その他利益剰余金 | | 420,673 | | 368,275 | |
| 繰越利益剰余金 | | 420,673 | | 368,275 | |
| 純資産合計 | | | 3,170,673 | | 3,118,275 |
| 負債・純資産合計 | | | 5,539,371 | | 5,555,513 |

(2) 【損益計算書】

| 期別 | | 前事業年度 (自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日) | | 当事業年度 (自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日) | |
|--------------|------|---|------------|---|------------|
| | | 科目 | 注記 番号 | 内訳 | 金額 (千円) |
| 営業収益 | | | | | |
| 委託者報酬 | | | | | 5,102,795 |
| 運用受託報酬 | *1*2 | | | | 2,501,320 |
| その他営業収益 | *1*3 | | | | 2,278,670 |
| 営業収益計 | | | 11,072,128 | | 9,882,785 |
| 営業費用 | | | | | |
| 支払手数料 | | | | | 2,205,766 |
| 広告宣伝費 | | | | | 94,702 |
| 調査費 | | | | | 3,293,986 |
| 調査費 | | 110,470 | | 85,437 | |
| 委託調査費 | *1 | 3,474,229 | | 3,208,548 | |
| 委託計算費 | | | 230,341 | | 202,285 |
| 営業雑経費 | | | 75,098 | | 70,962 |
| 通信費 | | 2,210 | | 1,172 | |
| 印刷費 | | 46,523 | | 42,621 | |
| 協会費 | | 17,574 | | 13,372 | |
| その他 | *1 | 8,790 | | 13,796 | |
| 営業費用計 | | | 6,878,111 | | 5,867,703 |
| 一般管理費 | | | | | |
| 給料 | | | 2,555,000 | | 2,392,220 |
| 役員報酬 | | 220,107 | | 220,428 | |
| 給料・手当 | *1 | 1,636,647 | | 1,523,181 | |
| 賞与 | | 698,245 | | 648,610 | |
| 交際費 | | | 3,225 | | 5,306 |
| 旅費交通費 | | | 2,276 | | 22,406 |
| 租税公課 | | | 53,446 | | 56,697 |
| 不動産賃借料 | | | 297,352 | | 253,903 |
| 退職給付費用 | | | 156,985 | | 172,439 |
| 事務委託費 | *1 | | 349,151 | | 399,010 |
| 諸経費 | | | 55,111 | | 52,433 |
| 一般管理費計 | | | 3,472,547 | | 3,354,418 |
| 営業利益 | | | 721,469 | | 660,662 |
| 営業外収益 | | | | | |
| 受取利息 | | 5 | | 6 | |
| 雑収入 | | 66 | | 2,559 | |
| 営業外収益計 | | | 71 | | 2,566 |
| 営業外費用 | | | | | |
| 支払利息 | *1 | 0 | | 15 | |
| 為替差損 | | 27,798 | | 9,948 | |
| 雑損失 | | 1,044 | | 3,381 | |
| 営業外費用計 | | | 28,843 | | 13,346 |
| 経常利益 | | | 692,697 | | 649,882 |
| 税引前当期純利益 | | | 692,697 | | 649,882 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 231,633 | | 265,271 |
| 法人税等調整額 | | | 44,600 | | 16,349 |
| 当期純利益 | | | 416,463 | | 368,261 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位: 千円)

| | 株主資本 | | | | | 純資産 合計 |
|-----------|-----------|-----------|-----------------------------|-------------|------------|------------|
| | 資本金 | 利益剰余金 | | | 株主資本 合計 | |
| | | 利益 準備金 | その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金 | 利益剰余金 合計 | | |
| 当期首残高 | 2,200,000 | 550,000 | 2,108,050 | 2,658,050 | 4,858,050 | 4,858,050 |
| 当期中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △2,103,840 | △2,103,840 | △2,103,840 | △2,103,840 |
| 当期純利益 | | | 416,463 | 416,463 | 416,463 | 416,463 |
| 当期中の変動額合計 | | | △1,687,376 | △1,687,376 | △1,687,376 | △1,687,376 |
| 当期末残高 | 2,200,000 | 550,000 | 420,673 | 970,673 | 3,170,673 | 3,170,673 |

当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位: 千円)

| | 株主資本 | | | | | 純資産 合計 |
|-----------|-----------|-----------|-----------------------------|-------------|------------|-----------|
| | 資本金 | 利益剰余金 | | | 株主資本 合計 | |
| | | 利益 準備金 | その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金 | 利益剰余金 合計 | | |
| 当期首残高 | 2,200,000 | 550,000 | 420,673 | 970,673 | 3,170,673 | 3,170,673 |
| 当期中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △420,660 | △420,660 | △420,660 | △420,660 |
| 当期純利益 | | | 368,261 | 368,261 | 368,261 | 368,261 |
| 当期中の変動額合計 | | | △52,398 | △52,398 | △52,398 | △52,398 |
| 当期末残高 | 2,200,000 | 550,000 | 368,275 | 918,275 | 3,118,275 | 3,118,275 |

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。

なお、年金資産の額が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超える場合には、前払年金費用として計上しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

| 前事業年度 (2021年12月31日) | 当事業年度 (2022年12月31日) |
|------------------------|------------------------|
| △1,196千円 | △988千円 |

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

2. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投信信託約款に基づき一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

(3) 成功報酬

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

| | 当事業年度 |
|--------|---------|
| 繰延税金資産 | 332,950 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識基準に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当該会計方針の変更による影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。当該会計方針の変更による影響はありません。

(貸借対照表関係)

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2021 年 12 月 31 日) | 当事業年度 (2022 年 12 月 31 日) |
|----------|-----------------------------|-----------------------------|
| 現金・預金 | 955,290 | 1,715,919 |
| 未収入金 | 5,187 | 11,544 |
| 未収運用受託報酬 | 7 | 47 |
| その他未収収益 | 72,341 | 14,985 |
| 未払費用 | 60,208 | 66,311 |

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

(単位：千円)

| | 前事業年度 自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日 | 当事業年度 自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日 |
|-----------|---|---|
| 運用受託報酬 | 46 | 41 |
| 支払利息 | - | - |
| 営業雑経費 その他 | 81 | - |
| 人件費 | - | - |
| 事務委託費 | 448,826 | 690,699 |

*2 運用受託報酬には、次のものを含んでおります。

(単位：千円)

| | 前事業年度 自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日 | 当事業年度 自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日 |
|--------|---|---|
| 投資助言報酬 | 43,020 | 72,151 |

*3 その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式(株) | 21,600 | - | - | 21,600 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|------------|-------------|------------|------------|
| 2021年6月28日 臨時株主総会 | 普通株式 | 2,103,840 | 97,400 | 2021年3月31日 | 2021年6月29日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当ありません。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式(株) | 21,600 | - | - | 21,600 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|------------|-------------|------------|------------|
| 2022年6月27日 臨時株主総会 | 普通株式 | 420,660 | 19,475 | 2022年3月31日 | 2022年6月28日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当ありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用・調達については短期的な預金・借入等に限定しております。
現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

その他未収収益は、取引相手先を信用力の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

2022年12月31日において、重要性の観点から開示する事項はございません。

なお、現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、その他未収収益、預り金、未払費用、未払消費税及び未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2021年12月31日)

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 |
|----------|-----------|-----|
| 現金・預金 | 1,837,119 | - |
| 未収入金 | 87,369 | - |
| 未収委託者報酬 | 916,695 | - |
| 未収運用受託報酬 | 1,025,834 | - |
| その他未収収益 | 735,209 | - |
| 未収還付消費税 | 211,609 | - |
| 未収還付法人税等 | 272,984 | - |
| 合計 | 5,086,822 | - |

当事業年度 (2022年12月31日)

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 |
|----------|-----------|-----|
| 現金・預金 | 2,704,703 | - |
| 未収入金 | 81,110 | - |
| 未収委託者報酬 | 678,328 | - |
| 未収運用受託報酬 | 912,466 | - |
| その他未収収益 | 749,743 | - |
| 合計 | 5,126,353 | - |

(退職給付関係)

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社、UBS銀行東京支店及びUBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

| | |
|----------------|-----------|
| 退職給付債務の期首残高 | 1,014,693 |
| 勤務費用 | 109,963 |
| 利息費用 | 2,905 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | △1,418 |
| 退職給付の支払額 | △59,865 |
| 過去勤務費用の当期発生額 | - |
| 退職給付債務の期末残高 | 1,066,278 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

| | |
|----------------|-----------|
| 年金資産の期首残高 | 1,022,108 |
| 期待運用収益 | 5,538 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | 25,836 |
| 事業主からの拠出額 | 138,543 |
| 退職給付の支払額 | △59,865 |
| 年金資産の期末残高 | 1,132,162 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位：千円)

| | |
|---------------------|------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 1,066,278 |
| 年金資産 | △1,132,162 |
| 小計 | △65,883 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | - |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △65,883 |
| 退職給付引当金 | 2,312 |
| 前払年金費用 | △68,195 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △65,883 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

| | |
|-----------------|---------|
| 勤務費用 | 109,963 |
| 利息費用 | 2,905 |
| 期待運用収益 | △5,538 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | △27,253 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | - |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 80,075 |

(注) 上記の他、特別退職金 50,134 千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | |
|-----|------|
| 債券 | 40% |
| 株式 | 21% |
| その他 | 38% |
| 合計 | 100% |

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.307%

長期期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、26,775千円でありました。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社、UBS銀行東京支店及びUBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

| | |
|----------------|-----------|
| 退職給付債務の期首残高 | 1,066,278 |
| 勤務費用 | 107,366 |
| 利息費用 | 3,003 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | △49,075 |
| 退職給付の支払額 | △105,700 |
| 過去勤務費用の当期発生額 | - |
| 退職給付債務の期末残高 | 1,021,872 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

| | |
|----------------|-----------|
| 年金資産の期首残高 | 1,132,162 |
| 期待運用収益 | 6,183 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | △90,989 |
| 事業主からの拠出額 | 132,028 |
| 退職給付の支払額 | △105,700 |
| 年金資産の期末残高 | 1,073,684 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位：千円)

| | |
|---------------------|------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 1,021,872 |
| 年金資産 | △1,073,684 |
| 小計 | △51,812 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | - |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △51,812 |
| 退職給付引当金 | 3,521 |
| 前払年金費用 | △55,333 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △51,812 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

| | |
|-----------------|---------|
| 勤務費用 | 107,366 |
| 利息費用 | 3,003 |
| 期待運用収益 | △6,183 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 41,912 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | - |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 146,098 |

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | |
|-----|------|
| 債券 | 41% |
| 株式 | 21% |
| その他 | 38% |
| 合計 | 100% |

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.301%

長期期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、26,341千円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2021年12月31日) | 当事業年度 (2022年12月31日) |
|----------|------------------------|------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 未払費用 | 17,100 | 25,670 |
| 減価償却超過額 | 58,100 | 71,600 |
| 資産除去債務 | - | 52,300 |
| 未払事業税 | △7,000 | 13,200 |
| 株式報酬費用 | 31,800 | 30,100 |
| 退職給付引当金 | 8,600 | 0 |
| 賞与引当金 | 237,500 | 188,681 |
| その他 | 44,200 | 3,399 |
| 繰延税金資産小計 | 393,900 | 384,950 |
| 評価性引当額 | △41,000 | △52,000 |
| 繰延税金資産合計 | 349,300 | 332,950 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

| | 前事業年度 (2021年12月31日) | 当事業年度 (2022年12月31日) |
|--------------------|------------------------|------------------------|
| 法定実効税率 (調整) | 30.62% | 30.62% |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 4.15% | 10.53% |
| 過年度法人税等 | △0.52% | 0.00% |
| 評価性引当額の増減 | 5.92% | 1.69% |
| その他 | △0.29% | 0.49% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 39.88% | 43.33% |

(収益認識関係)

1. 収益を分解した情報

収益の構成は次のとおりであります。

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2021年12月31日) | 当事業年度 (2022年12月31日) |
|---------|------------------------|------------------------|
| 委託者報酬 | 6,326,317 | 5,102,795 |
| 運用受託報酬 | 2,138,397 | 2,184,783 |
| 成功報酬(注) | 320,548 | 316,536 |
| その他営業収益 | 2,286,865 | 2,278,670 |
| 合計 | 11,072,128 | 9,882,785 |

(注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

営業収益

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

| 日本 | 米国 | その他 | 合計 |
|--------------|--------------|------------|--------------|
| 2,398,375 千円 | 1,367,519 千円 | 979,916 千円 | 4,745,811 千円 |

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

| 日本 | 米国 | その他 | 合計 |
|--------------|--------------|------------|--------------|
| 2,464,401 千円 | 1,398,162 千円 | 927,560 千円 | 4,790,124 千円 |

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

| 相手先 | 売上高 | 関連するセグメント名 |
|---------------|--------------|------------|
| UBS グループ (*1) | 2,273,486 千円 | 投資運用 |

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

| 相手先 | 売上高 | 関連するセグメント名 |
|---------------|--------------|------------|
| UBS グループ (*1) | 2,288,845 千円 | 投資運用 |

(注) 運用受託報酬について、契約上の守秘義務を踏まえて、一部顧客に関する記載を省略しております。

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(*1) UBS グループは、世界 50 カ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(1) 親会社

| 属性 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の 内容 又は 職業 | 議決権 の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-------------|-------------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|---------------------------|---|----------------|--------------|-----------------|------------------|
| 親 会 社 | ユービー エス. エイ. ジー (銀行) | スイ ス・ チュー リッヒ | 3.8億 スイス フラン | 銀行、 証券業務 | (被所有) 間接 100% | 金銭の預入 れ、資金調 達、資産運 用業務及び それに関す る事務委託 等、人件費 | 金銭の預入れ 増加 | 6,144,950 | 現金・預金 | 955,290 |
| | | | | | | | 減少 | 9,460,918 | | |
| 親 会 社 | UBS Asset Management AG | スイ ス・ チュー リッヒ | 43 百万 スイス フラン | 資産 運用業 | (被所有) 直接 100% | 兼業業務 資産運用業 務及び、そ れに関する 事務委託等 | 運用受託報酬 | 46 | 未収入金 | 5,187 |
| | | | | | | | 事務委託費 | 473,971 | | |
| | | | | | | | 不動産関係費 (受取) | 81 | 未払費用 | 49,216 |
| | | | | | | | 事務委託費(受取) | 25,144 | その他未収収益 未払費用 | 72,341 10,992 |

(注) 1. ユービーエス. エイ. ジー(銀行)は、UBS Asset Management AG の親会社であり、当社の親会社の親会社であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の 内容 又は 職業 | 議決権 の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引 金額 (千円) | 科目 | 期末 残高 (千円) |
|---|--------------------------------------|--------------|------------------|-----------------------|------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|---------------------------|-----------------------------|
| 親 会 社 の 子 会 社 等 | UBS Asset Management Switzerland AG | スイス・チューリッヒ | 50万スイスフラン | 資産運用業 | なし | 兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等 | その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取) | 109,669 140,947 163,736 | その他未収収益 未収入金 未払費用 | 77,606 16,838 90,629 |
| | UBS証券株式会社 | 東京都千代田区大手町 | 321億円 | 証券業 | なし | 人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替 | 事務委託費 不動産関係費 人件費(受取) | 454,327 296,383 86,446 | 未収入金 その他未収収益 未払費用 | 14,110 18,294 217,318 |
| | UBS Asset Management (Australia) Ltd | オーストラリア・シドニー | 40百万オーストラリアドル | 資産運用業 | なし | 兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等 | その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取) | 45,653 186,617 27,735 | その他未収収益 未払費用 | 25,151 35,522 |
| | UBS Asset Management (Singapore) Ltd | シンガポール | 3.9百万シンガポールドル | 資産運用業 | なし | 兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等 | その他営業収益 委託調査費 事務委託費 | 129,845 345,368 32,205 | 未収入金 その他未収収益 未払費用 | 2,018 37,789 68,130 |
| | UBS Asset Management (UK) Ltd | 英国・ロンドン | 125百万英国ポンド | 資産運用業 | なし | 兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等 | その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取) | 461,466 1,734,464 205,113 | 未収入金 その他未収収益 未払費用 | 5,648 76,167 265,388 |
| | UBS Asset Management (Americas) Inc. | 米国・ウィルミントン | 50米国ドル | 資産運用業 | なし | 兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等 | その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取) | 53,794 648,202 151,120 | 未収入金 その他未収収益 未払費用 | 7,101 40,951 136,410 |
| | UBS Hedge Fund Solutions LLC | 米国・ウィルミントン | 10万米国ドル | 資産運用業 | なし | 兼業業務 | その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取) | 409,469 5,867 140,792 | 未収入金 その他未収収益 未払費用 | 640 95,468 4,844 |
| | UBS Japan Advisors Inc. | 東京都千代田区大手町 | 3億55百万円 | 投資助言業 | なし | 人件費の立替 役員の兼任 | 人件費(受取) 不動産関係費(受取) | 207,936 32 | 未収入金 | 1,816 |
| | UBS O'Connor LLC | 米国・ドーバー | 1百万米国ドル | 資産運用業 | なし | 資産運用業務及び兼業業務 | その他営業収益 事務委託費 委託調査費 | 835,133 82,238 3,192 | 未収入金 その他未収収益 未払費用 | 1,007 140,225 16,708 |
| UBS Asset Management (HongKong) Limited | 香港 | 253百万香港ドル | 資産運用業 | なし | 兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等 | その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取) | 102,545 379,475 30,803 | 未収入金 その他未収収益 未払費用 | 1,589 81,352 73,089 | |

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

(1) 親会社

| 属性 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の 内容 又は 職業 | 議決権 の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-------------|-------------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|---------------------------|---|-----------------|---------------|--------------------------|----------------------------|
| 親 会 社 | ユービー エス. エイ. ジー (銀行) | スイ ス・ チュー リッヒ | 3.8億 スイス フラン | 銀行、 証券業務 | (被所有) 間接 100% | 金銭の預入 れ、資金調 達、資産運 用業務及び それに関す る事務委託 等、人件費 | 金銭の預入れ 増加 | 5,082,362 | 現金・預金 | 1,715,919 |
| | | | | | | | 減少 | 4,321,733 | | |
| 親 会 社 | UBS Asset Management AG | スイ ス・ チュー リッヒ | 43 百万 スイス フラン | 資産 運用業 | (被所有) 直接 100% | 兼業業務 資産運用業 務及び、そ れに関する 事務委託等 | 運用受託報酬 事務委託費 | 41 543,156 | 未収入金 未収運用受託報酬 未払費用 | 11,544 13,337 61,002 |
| | | | | | | | 事務委託費(受取) | 147,543 | その他未収収益 未払費用 | 1,647 5,308 |

(注) 1. ユービーエス. エイ. ジー(銀行)は、UBS Asset Management AG の親会社であり、当社の親会社の親会社であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の 内容 又は 職業 | 議決権 の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引 金額 (千円) | 科目 | 期末 残高 (千円) |
|--------------------------------------|---|--------------|---------------------------|-----------------------|---------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------|-----------------------------|
| 親 会 社 の 子 会 社 等 | UBS Asset Management Switzerland AG | スイス・チューリッヒ | 50万 スイス フラン | 資産 運用業 | なし | 兼業業務 資産運用業務及 び、それに関する 事務委託等 | その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取) | 100,380 121,637 184,167 | その他未収収益 未収入金 未払費用 | 98,620 17,142 62,955 |
| | UBS証券株式会社 | 東京都千代田区大手町 | 321 億円 | 証券業 | なし | 人件費の立替 人件費、社会保険 料などの立替 | その他営業収益 事務委託費 不動産関係費 人件費(受取) | 1,203 292,155 253,813 55,991 | 未収入金 その他未収収益 未払費用 | 15,756 439 172,389 |
| | UBS Asset Management (Australia) Ltd | オーストラリア・シドニー | 40百万 オーストラ リア ドル | 資産 運用業 | なし | 兼業業務 資産運用業務及 び、それに関する 事務委託等 | その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取) | 43,348 158,841 22,323 | その他未収収益 未払費用 | 13,714 80,688 |
| | UBS Asset Management (Singapore) Ltd | シンガポール | 3.9百万 シンガポ ール ドル | 資産 運用業 | なし | 兼業業務 資産運用業務及 び、それに関する 事務委託等 | その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取) | 111,217 405,135 38,286 | 未収入金 その他未収収益 未払費用 | 1,064 36,944 65,099 |
| | UBS Asset Management (UK) Ltd | 英国・ロンドン | 125百万 英国 ポンド | 資産 運用業 | なし | 兼業業務 資産運用業務及 び、それに関する 事務委託等 | その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取) | 365,326 1,541,921 183,483 | 未収入金 その他未収収益 未払費用 | 5,355 95,641 205,204 |
| | UBS Asset Management (Americas) Inc. | 米国・ウィルミントン | 50米国 ドル | 資産 運用業 | なし | 兼業業務 資産運用業務及 び、それに関する 事務委託等 | その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取) | 58,365 683,799 144,935 | 未収入金 その他未収収益 未払費用 | 7,212 112,545 199,668 |
| | UBS Hedge Fund Solutions LLC | 米国・ウィルミントン | 10万 米国 ドル | 資産 運用業 | なし | 兼業業務 | その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取) | 378,535 6,213 89,227 | 未収入金 その他未収収益 未払費用 | 660 71,605 5,967 |
| | UBS O'Connor LLC | 米国・ドーバー | 1百万 米国 ドル | 資産 運用業 | なし | 資産運用業務 及び兼業業務 | その他営業収益 事務委託費 委託調査費 | 885,266 5,057 8,572 | 未収入金 その他未収収益 未払費用 | 764 143,282 3,823 |
| | UBS Asset Management (HongKong) Limited | 香港 | 153百万 香港 ドル | 資産 運用業 | なし | 兼業業務 資産運用業務及 び、それに関する 事務委託等 | その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取) | 79,131 236,874 68,993 | 未収入金 その他未収収益 未払費用 | 602 42,212 95,577 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

直接親会社 UBS Asset management AG (非上場)

親会社の親会社 ユービーエス・エイ・ジー(銀行) (非上場)

最終的な親会社 UBS Group AG - Zurich (NYSE / SIX 上場)

(1株当たり情報)

| | 前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日) | 当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) |
|--------------|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 146,790円45銭 | 144,364円60銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 19,280円72銭 | 17,049円15銭 |

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日) | 当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) |
|-------------------|---|---|
| 当期純利益 (千円) | 416,463 | 368,261 |
| 普通株主に帰属しない金額 (千円) | — | — |
| 普通株式に係る当期純利益 (千円) | 416,463 | 368,261 |
| 普通株式の期中平均株式数 (株) | 21,600 | 21,600 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

| 期別 | | 当中間会計期間末 (2023年6月30日) | |
|----------|----------|--------------------------|------------|
| 科目 | 注記 番号 | 内訳 | 金額 (千円) |
| (資産の部) | | | |
| 流動資産 | | | |
| 現金・預金 | | | 2,591,589 |
| 未収入金 | | | 66,055 |
| 未収委託者報酬 | | | 617,221 |
| 未収運用受託報酬 | | | 528,856 |
| その他未収収益 | | | 628,443 |
| その他 | | | 5,263 |
| 流動資産計 | | | 4,437,430 |
| 固定資産 | | | |
| 投資その他の資産 | | | 301,853 |
| 前払年金費用 | | 72,053 | |
| 繰延税金資産 | | 209,800 | |
| ゴルフ会員権 | | 20,000 | |
| 固定資産計 | | | 301,853 |
| 資産合計 | | | 4,739,283 |

| 期別 | | 当中間会計期間末 (2023年6月30日) | |
|----------|----------|--------------------------|------------|
| 科目 | 注記 番号 | 内訳 | 金額 (千円) |
| (負債の部) | | | |
| 流動負債 | | | |
| 預り金 | | | 46,282 |
| 未払費用 | | | 1,378,587 |
| 未払消費税 | | | 52,709 |
| 未払法人税等 | | | 22,459 |
| 賞与引当金 | | | 235,741 |
| その他 | | | 5,888 |
| | 流動負債計 | | 1,741,669 |
| 固定負債 | | | |
| 退職給付引当金 | | | 4,923 |
| | 固定負債計 | | 4,923 |
| 負債合計 | | | 1,746,593 |
| (純資産の部) | | | |
| 株主資本 | | | 2,992,690 |
| 資本金 | | | 2,200,000 |
| 利益剰余金 | | | 792,690 |
| 利益準備金 | | 550,000 | |
| その他利益剰余金 | | 242,690 | |
| 繰越利益剰余金 | | 242,690 | |
| 純資産合計 | | | 2,992,690 |
| 負債・純資産合計 | | | 4,739,283 |

(2) 中間損益計算書

| 期別 | | 当中間会計期間 自 2023年1月1日 至 2023年6月30日 | | | |
|--------------|--------|--|-----------|--------|------------|
| | | 科目 | 注記 番号 | 内訳 | 金額 (千円) |
| 営業収益 | | | | | |
| 委託者報酬 | | | | | 2,261,126 |
| 運用受託報酬 | | | | | 1,184,417 |
| その他営業収益 | | | | | 1,053,260 |
| | 営業収益計 | | | | 4,498,804 |
| 営業費用 | | | | | |
| 支払手数料 | | | | | 949,554 |
| 広告宣伝費 | | | | | 12,379 |
| 調査費 | | | | | 1,547,562 |
| 調査費 | | | 60,462 | | |
| 委託調査費 | | | 1,487,100 | | |
| 委託計算費 | | | | | 101,926 |
| 営業雑経費 | | | | | 39,682 |
| 通信費 | | | 281 | | |
| 印刷費 | | | 27,368 | | |
| 協会費 | | | 5,310 | | |
| その他 | | | 6,722 | | |
| | 営業費用計 | | | | 2,651,104 |
| 一般管理費 | | | | | |
| 給料 | | | | | 1,090,581 |
| 役員報酬 | | | 99,961 | | |
| 給料・手当 | | | 777,232 | | |
| 賞与 | | | 213,388 | | |
| 交際費 | | | | | 3,019 |
| 旅費交通費 | | | | | 14,104 |
| 租税公課 | | | | | 22,196 |
| 不動産賃借料 | | | | | 132,332 |
| 退職給付費用 | | | | | 101,407 |
| 事務委託費 | | | | | 102,924 |
| 諸経費 | | | | | 27,181 |
| | 一般管理費計 | | | | 1,493,748 |
| 営業利益 | | | | | 353,952 |
| 営業外収益 | | | | | |
| 受取利息 | | | | 5 | |
| 為替差益 | | | | 12,038 | |
| | 営業外収益計 | | | | 12,044 |
| 経常利益 | | | | | 365,996 |
| 税引前中間純利益 | | | | | 365,996 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | | | 172 |
| 法人税等調整額 | | | | | 123,150 |
| 中間純利益 | | | | | 242,673 |

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | 純資産合計 |
|-----------|-----------|---------|---------------------|-----------|-----------|-----------|
| | 資本金 | 利益剰余金 | | | 株主資本合計 | |
| | | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 2,200,000 | 550,000 | 368,275 | 918,275 | 3,118,275 | 3,118,275 |
| 当中間期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △ 368,258 | △ 368,258 | △ 368,258 | △ 368,258 |
| 中間純利益 | | | 242,673 | 242,673 | 242,673 | 242,673 |
| 当中間期変動額合計 | | | △ 125,584 | △ 125,584 | △ 125,584 | △ 125,584 |
| 当中間期末残高 | 2,200,000 | 550,000 | 242,690 | 792,690 | 2,992,690 | 2,992,690 |

[注 記 事 項]

(重要な会計方針)

1. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に全額損益処理しております。

2. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

(3) 成功報酬

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

| 第 29 期 中間会計期間 | | | | | | |
|--------------------------|---------|-------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 自 2023 年 1 月 1 日 | | | | | | |
| 至 2023 年 6 月 30 日 | | | | | | |
| 1. 発行済株式に関する事項 | | | | | | |
| 株式の種類 | 当会計期間期首 | 増加 | 減少 | 当中間会計期間末 | | |
| 普通株式 (株) | 21,600 | — | — | 21,600 | | |
| 2. 配当に関する事項 | | | | | | |
| 配当金支払額 | | | | | | |
| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の 総額(千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
| 2023年 3月29日 臨時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 368,258 | 17,049 | 2022年 12月31日 | 2023年 3月30日 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2023年6月30日において、重要性の観点から開示する事項はございません。

なお、現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、その他未収収益、預り金、未払費用、未払消費税及び未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(収益認識関係)

第 29 期 中間会計期間

自 2023 年 1 月 1 日

至 2023 年 6 月 30 日

1. 収益を分解した情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

| | |
|----------|--------------|
| 委託者報酬 | 2,261,126 千円 |
| 運用受託報酬 | 984,458 千円 |
| 成功報酬 (注) | 199,958 千円 |
| その他営業収益 | 1,053,260 千円 |
| 合計 | 4,498,804 千円 |

(注) 成功報酬は、中間損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 2. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報)

第 29 期 中間会計期間

自 2023 年 1 月 1 日

至 2023 年 6 月 30 日

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

営業収益

| 日本 | 米国 | その他 | 合計 |
|--------------|------------|------------|--------------|
| 1,163,223 千円 | 625,970 千円 | 448,484 千円 | 2,237,678 千円 |

(注) 営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

委託者報酬 2,261,126 千円については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

| 相手先 | 営業収益 | 関連するセグメント名 |
|---------------|--------------|------------|
| UBS グループ (*1) | 1,053,276 千円 | 投資運用 |

(注) 委託者報酬 2,261,126 千円については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(*1) UBS グループは、世界 50 ヶ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

(1株当たり情報)

| 第 29 期 中間会計期間 | |
|---|----------------|
| 自 2023 年 1 月 1 日 | |
| 至 2023 年 6 月 30 日 | |
| 1株当たり純資産額 | 138,550 円 48 銭 |
| 1株当たり中間純利益金額 | 11,234 円 88 銭 |
| なお、潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。 | |
| 1株当たり中間純利益の算定上の基礎 | |
| 中間損益計算書上の中間純利益 | 242,673 千円 |
| 普通株式に係る中間純利益 | 242,673 千円 |
| 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 | 該当事項はありません |
| 普通株式の期中平均株式数 | 21,600 株 |

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

追加型証券投資信託
UBS グローバルCBオープン
(年4回決算型・為替ヘッジあり)

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
UBS グローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジあり）
—運用の基本方針—

信託約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国籍投資信託であるUBS(CAY)グローバルCBファンド（円ヘッジクラス）（以下「指定外国投資信託」といいます。）および国内籍投資信託であるUBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）の受益権を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 指定外国投資信託への投資を通じて、主として、世界各国の転換社債等[※]に投資を行います。銘柄選択にあたっては、利回り、発行体リスク、流動性などを踏まえ組入銘柄および組入比率を決定します。なお、信用格付けが投資適格未満（BBB-未満）の銘柄への投資も行います。
- ② 収益性や流動性を考慮し、指定外国投資信託とUBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）との投資割合については、特に制限は設けませんが、通常の運用状況においては、指定外国投資信託の受益証券の組入れを高位に維持することを基本とします。
- ③ 投資先指定外国投資信託において、実質外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクの低減を図ります。
- ④ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※「転換社債等」とは、一定の条件で株式に転換できる権利のついた社債や、これと同様の性質を有する証券、証書などの有価証券をいいます。（有価証券の種類にかかわらず、委託会社（指定外国投資信託の投資運用会社を含む）が同様の投資効果を得られると判断するものを含みます。以下同じです。）

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ⑤ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）の直接利用は行いません。ただし、指定外国投資信託およびUBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）においてはデリバティブ取引を行う場合があります。その場合は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益配分方針

年4回の毎決算時（毎年3月、6月、9月および12月の17日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき配分を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益配分金額は、上記①の分配対象額の範囲内で、下記イ. およびロ. に基づき決定します。ただし、市況動向等を勘案して、委託会社の判断で下記と異なる金額の配分を行うこと（配分を行わない場合を含みます。）があります。
 - イ. 計算期末の前営業日の基準価額（1万口当たり。既払分配金を加算しません。以下同じ。）が10,500円未満の場合には、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。
 - ロ. 計算期末の前営業日の基準価額が10,500円以上の場合には、原則として、当該基準価額の水準に応じて、下記の金額（1万口当たり）を分配することを目指します。

| 各計算期末の前営業日の基準価額 | 目標分配金額 (1 万口当たり、税引前) |
|-----------------------|----------------------|
| 10,500 円未満 | 基準価額水準等を勘案して決定します。 |
| 10,500 円以上 11,000 円未満 | 250 円 |
| 11,000 円以上 11,500 円未満 | 500 円 |
| 11,500 円以上 12,000 円未満 | 750 円 |
| 12,000 円以上 | 1,000 円 |

- ③ 収益の分配にあてなかつた利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
UBS グローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジあり）
約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。
- ② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 17 条および第 19 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

- 第2条 委託者は、金 250 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 2,500 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

- 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 36 年 9 月 17 日まで、または第 36 条第 1 項、第 37 条第 1 項、第 38 条第 1 項および第 40 条第 2 項の規定による信託期間終了日または信託契約解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

- 第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

- 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

- 第7条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 250 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

- 第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

- 第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以

下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1円または1口単位を最低単位として委託者の指定する販売会社が独自に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。なお、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。

- ② 前項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 前項の手数料の額(その減免も含まれます。)は、委託者の指定する販売会社が独自に定めるものとします。
- ④ 第2項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第27条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金(第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑥ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がチューリッヒ、ロンドンもしくはニューヨークの銀行の休業日またはロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日にあたる場合、もしくは12月24日(以下「海外市場の休業日」といいます。)には、受益権の取得申込みの受付は行いません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)に

よる市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。以下同じ。)があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)および特定資産以外の資産とします。(本邦通貨表示のものに限ります。)

1) 特定資産

1. 有価証券
2. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。)
3. 金銭債権

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるUBS(CAY)グローバルCBファンド(円ヘッジクラス)受益証券および国内籍の投資信託であるUBS短期円金利ファンド(適格機関投資家向け)受益権のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. 短期社債等

2. コマーシャル・ペーパー

3. 外国または外国のものの発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

- ④ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第19条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができます。受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(信託業務の委託等)

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第2条第9項に規定する者をいいます。外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引を行う者をいいます。）に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機

関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第23条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、原則として3月18日から6月17日、6月18日から9月17日、9月18日から12月17日、および12月18日から翌年3月17日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から平成26年12月17日までとします。

- ② 前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者

に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬等)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等（以下「監査報酬等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
- ③ 第1項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
 1. 受益権の管理事務に関連する費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
 6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- ④ 委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ⑤ 前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑥ 第4項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用等の額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる費用等は、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の95の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することがで

きます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができません。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第32条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日および第33条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第35条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第35条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとしします。

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

- ⑦ 前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

- 第35条 受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1円または1口単位を最低単位として委託者の指定する販売会社が独自に定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。
- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が海外市場の休業日と同日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.30%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
 - ⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
 - ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
 - ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

- 第36条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約締結日より1年経過後（平成27年9月22日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 41 条第 2 項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い)

第39条 委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 41 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行われる場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第42条 この信託は、受益者が第 35 条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 36 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第43条 委託者は、信託期間の満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者

と協議のうえ、信託期間の延長をすることができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第45条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 26 年 9 月 22 日

委託者 UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者 株式会社りそな銀行

追加型証券投資信託
UBS グローバルCBオープン
(年4回決算型・為替ヘッジなし)

信託約款

UBS アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
UBS グローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジなし）
—運用の基本方針—

信託約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国籍投資信託であるUBS(CAY)グローバルCBファンド（ノンヘッジクラス）（以下「指定外国投資信託」といいます。）および国内籍投資信託であるUBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）の受益権を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 指定外国投資信託への投資を通じて、主として、世界各国の転換社債等※に投資を行います。銘柄選択にあたっては、利回り、発行体リスク、流動性などを踏まえ組入銘柄および組入比率を決定します。なお、信用格付けが投資適格未満（BBB-未満）の銘柄への投資も行います。
- ② 収益性や流動性を考慮し、指定外国投資信託とUBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）との投資割合については、特に制限は設けませんが、通常の運用状況においては、指定外国投資信託の受益証券の組入れを高位に維持することを基本とします。
- ③ 実質外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※「転換社債等」とは、一定の条件で株式に転換できる権利のついた社債や、これと同様の性質を有する証券、証書などの有価証券をいいます。（有価証券の種類にかかわらず、委託会社（指定外国投資信託の投資運用会社を含む）が同様の投資効果を得られると判断するものを含みます。以下同じです。）

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ⑤ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）の直接利用は行いません。ただし、指定外国投資信託およびUBS短期円金利ファンド（適格機関投資家向け）においてはデリバティブ取引を行う場合があります。その場合は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

年4回の毎決算時（毎年3月、6月、9月および12月の17日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

- ② 収益分配金額は、上記①の分配対象額の範囲内で、下記イ. およびロ. に基づき決定します。ただし、市況動向等を勘案して、委託会社の判断で下記と異なる金額の分配を行うこと（分配を行わない場合を含みます。）があります。

イ. 計算期末の前営業日の基準価額（1万口当たり。既払分配金を加算しません。以下同じ。）が10,500円未満の場合には、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。

ロ. 計算期末の前営業日の基準価額が10,500円以上の場合には、原則として、当該基準価額の水準に応じて、下記の金額（1万口当たり）を分配することを目指します。

| | |
|-----------------|--------------------|
| 各計算期末の前営業日の基準価額 | 目標分配金額（1万口当たり、税引前） |
|-----------------|--------------------|

| | |
|-----------------------|--------------------|
| 10,500 円未満 | 基準価額水準等を勘案して決定します。 |
| 10,500 円以上 11,000 円未満 | 250 円 |
| 11,000 円以上 11,500 円未満 | 500 円 |
| 11,500 円以上 12,000 円未満 | 750 円 |
| 12,000 円以上 | 1,000 円 |

- ③ 収益の分配にあてなかつた利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
UBS グローバルCBオープン（年4回決算型・為替ヘッジなし）
約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、UBS アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。
- ② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 17 条および第 19 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

- 第2条 委託者は、金 250 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 2,500 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

- 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 36 年 9 月 17 日まで、または第 36 条第 1 項、第 37 条第 1 項、第 38 条第 1 項および第 40 条第 2 項の規定による信託期間終了日または信託契約解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

- 第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

- 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

（受益権の分割および再分割）

- 第7条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 250 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

- 第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

- 第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以

下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1円または1口単位を最低単位として委託者の指定する販売会社が独自に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。なお、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。

- ② 前項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 前項の手数料の額(その減免も含まれます。)は、委託者の指定する販売会社が独自に定めるものとします。
- ④ 第2項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第27条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金(第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑥ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がチューリッヒ、ロンドンもしくはニューヨークの銀行の休業日またはロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日にあたる場合、もしくは12月24日(以下「海外市場の休業日」といいます。)には、受益権の取得申込みの受付は行いません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)に

よる市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。以下同じ。)があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)および特定資産以外の資産とします。(本邦通貨表示のものに限ります。)

1) 特定資産

1. 有価証券
2. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。)
3. 金銭債権

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるUBS(CAY)グローバルCBファンド(ノンヘッジクラス)受益証券および国内籍の投資信託であるUBS短期円金利ファンド(適格機関投資家向け)受益権のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. 短期社債等

2. コマーシャル・ペーパー

3. 外国または外国のものの発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

- ④ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第19条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができます。受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(信託業務の委託等)

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第2条第9項に規定する者をいいます。外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引を行う者をいいます。）に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機

関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第23条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替をすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券の分配金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、原則として3月18日から6月17日、6月18日から9月17日、9月18日から12月17日、および12月18日から翌年3月17日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から平成26年12月17日までとします。

- ② 前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者

に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬等)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等（以下「監査報酬等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
- ③ 第1項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
 1. 受益権の管理事務に関連する費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
 6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- ④ 委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ⑤ 前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑥ 第4項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用等の額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる費用等は、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の95の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することがで

きます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができません。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第32条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日および第33条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第35条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第35条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとしします。

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

- ⑦ 前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

- 第35条 受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1円または1口単位を最低単位として委託者の指定する販売会社が独自に定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。
- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が海外市場の休業日と同日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.30%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
 - ⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
 - ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
 - ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

- 第36条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約締結日より1年経過後（平成27年9月22日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 41 条第 2 項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い)

第39条 委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 41 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第42条 この信託は、受益者が第 35 条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 36 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第43条 委託者は、信託期間の満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者

と協議のうえ、信託期間の延長をすることができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第45条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 26 年 9 月 22 日

委託者 UBS アセット・マネジメント株式会社

受託者 株式会社りそな銀行

